

# 津別町一般廃棄物処理基本計画

平成 28 年 3 月

津 別 町



## 目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の位置づけ（他の計画等との関係）	1
第3節 計画対象区域	3
第4節 計画の範囲	3
第5節 計画目標年次	3
第2章 津別町の概況	4
第1節 自然的特性	4
第2節 社会特性	6
第3節 環境特性	12
第4節 将来計画	15
第3章 ごみ処理基本計画	16
第1節 ごみ処理の現状の把握	16
第2節 ごみ処理行政の動向	45
第3節 ごみ処理基本計画	52
第4章 生活排水処理基本計画	64
第1節 生活排水処理基本計画策定の趣旨	64
第2節 生活排水処理の現況	65
第3節 し尿・汚泥の計画処理量	72
第4節 生活排水処理基本計画	75
資料編	
資料1 ごみ量の予測	資料-
資料2 生活排水処理量の予測	資料-



# 第1章 計画策定の趣旨

## 第1節 計画の目的

津別町一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」といいます。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づき、津別町（以下「本町」といいます。）の区域内の一般廃棄物（ごみ及び生活排水）処理に関する計画を定めるものです。

本計画は、現在の社会情勢、経済情勢や本町の地域特性、町民の要望等も踏まえて策定します。ごみ処理に関しては、本町が今後目指すべき循環型社会の基本的考え方を明確にし、長期的な視野に立った総合的な方針を定め、ごみの発生抑制・リサイクルや減量に関する将来目標を設定し、具体的施策を構築するとともに、本町の一般廃棄物を適正かつ効率的に安全で安定的に処理するための指針となる基本計画を策定することを目的とします。生活排水処理に関しては、本町における生活排水処理の現況を把握・整理し、現況における課題を抽出したうえで、将来における適正な生活排水処理を行うための基本計画を策定することを目的とします。

本町では、平成22年度に一般廃棄物処理基本計画を策定しましたが、その後様々な施策の変更があり見直しの必要性が発生したため、今回、中間見直しと併せて新たな基本計画の策定を行います。

## 第2節 計画の位置づけ（他の計画等との関係）

本計画の位置付けは、図1-2-1のとおりです。

本計画は、「廃棄物処理法」、「容器包装リサイクル法」等の関係法令や国及び北海道の計画等に基づき、長期的・総合的視点に立って策定します。「第5次津別町総合計画」は、本計画の上位計画に位置するため、本計画は総合計画の基本構想に即した計画として策定します。本町の「分別収集計画」を改訂する場合には、本計画との整合性に配慮します。

本計画は、15年間の長期計画であり、毎年度策定する津別町一般廃棄物処理実施計画（ごみ処理実施計画と生活排水処理実施計画で構成）の上位計画に位置します。

「ごみ処理基本計画」は、本町が長期的・総合的視点に立って、ごみの排出の抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めます。

「生活排水処理基本計画」は、本町が長期的・総合的視野に立って、将来における生活排水を、どのような方法で、どの程度処理していくかを定めるとともに、生活排水処理を行う過程で発生する汚泥の処理方法等の生活排水処理に係る基本方針を定めます。

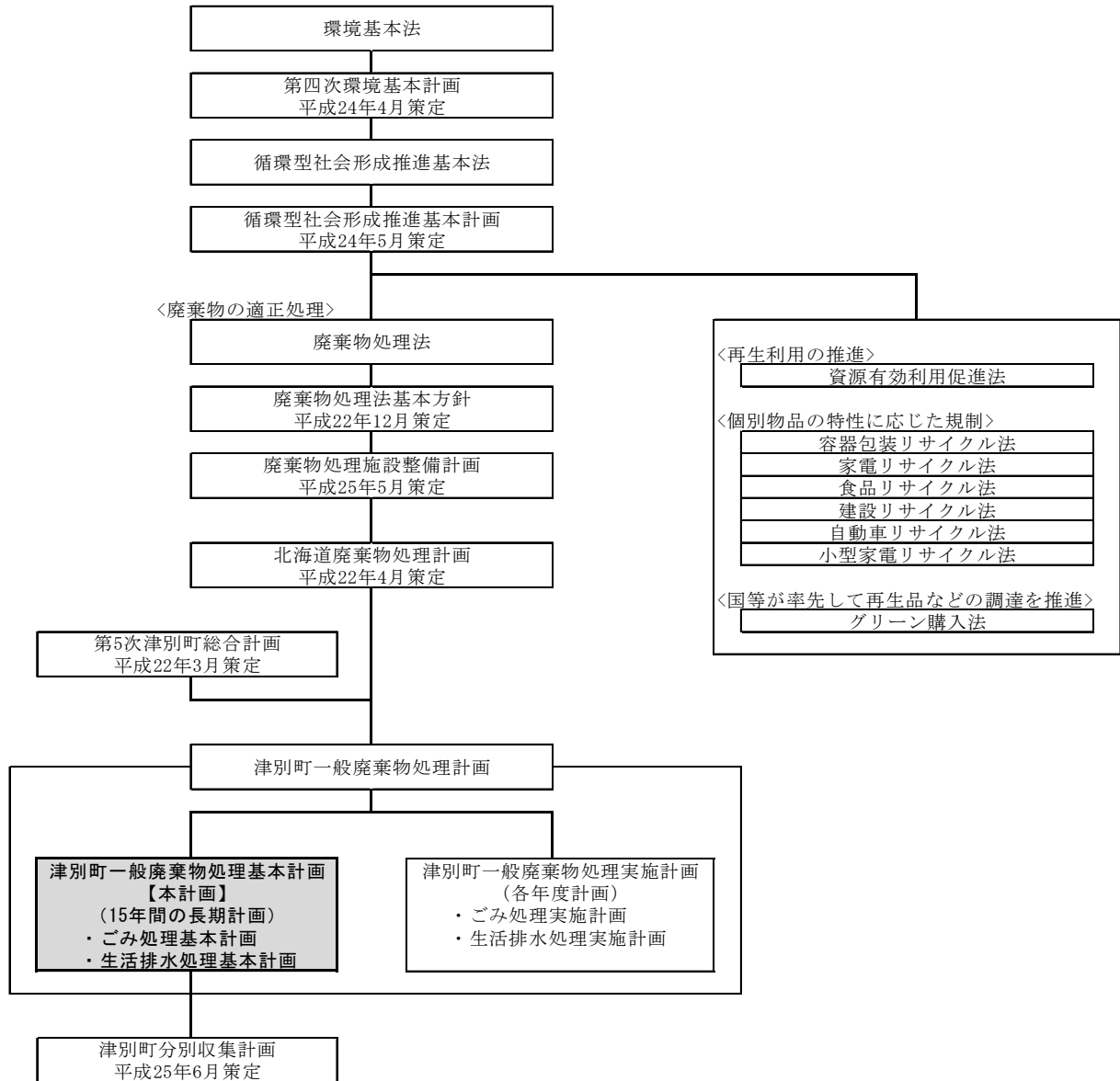


図 1-2-1 計画の位置づけ

### 第3節 計画対象区域

本計画の対象区域は、本町の行政区域内全域とします。

### 第4節 計画の範囲

本計画の範囲は、一般廃棄物とします。一般廃棄物は、「ごみ」と「生活排水」に分けられます。「ごみ」には事業系一般廃棄物も含まれます。「生活排水」は、生活雑排水、し尿及び浄化槽汚泥とします。

### 第5節 計画目標年次

本計画は、平成28年度を初年度とする15年間の計画期間とし、計画目標年次は平成42年度とします。本計画は、概ね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。

## 第2章 津別町の概況

### 第1節 自然的特性

#### 1 位置

本町は、北緯43度27～46分、東経143度46分～144度14分、北海道の東部、オホーツク総合振興局管内の東南部に位置し、面積は716.60 km<sup>2</sup>の広い町域を有しています。

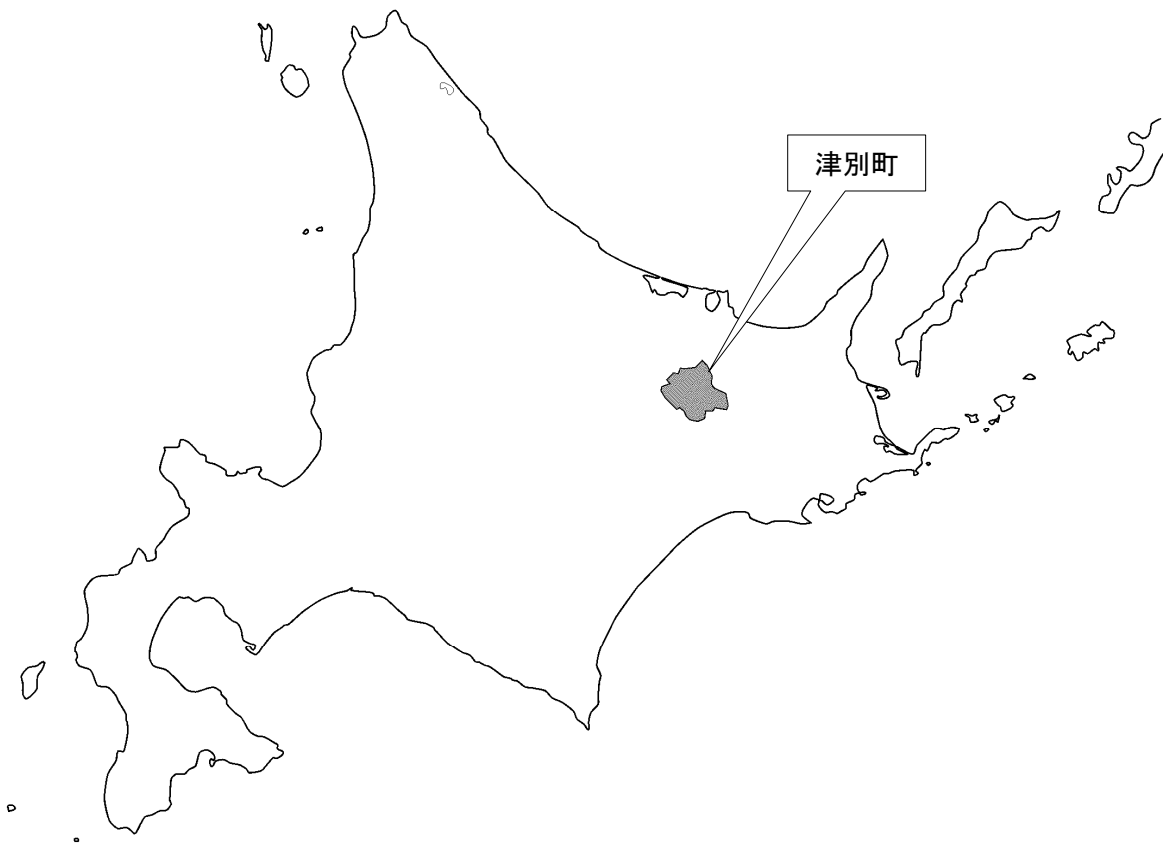


図2-1-1 本町の位置

#### 2 地象

本町の地形は、東から東南部は阿寒・屈斜路両カルデラの外輪山地、北から南西部は北見に隣接する町界山地、これに取り囲まれた扇状に広がる河川流域の平地によって形成されています。北は北見市、北東域は美幌町、南は釧路市に接しています。



### 3 気象

本町の気象は、道東地区の内陸気候帯に属しているため、夏は相当の高温となることがありますが、冬は流氷などの影響を受け寒冷となり、寒暖の差が大きい気候です。

また、降水量は少なく、晴天日数が多いのが特徴であり、そのため日照率は全国有数を誇っています。

平成26年における本町の気象概況は、年平均気温が6.1℃、年間降水量が696.0mm、最深積雪が107cmとなっています。

表 2-1-1 気象概況（平成26年）

区 分	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年間
最高気温(℃)	4.3	8.3	14.6	26.3	31.1	36.7	31.4	33.2	26.5	24.0	16.9	9.7	36.7
最低気温(℃)	-21.6	-24.5	-18.9	-11.0	0.0	5.1	7.8	8.5	2.9	-4.4	-8.6	-20.2	-24.5
平均気温(℃)	-9.3	-7.6	-2.9	4.1	11.1	17.2	19.4	19.8	14.6	8.2	3.3	-5.2	6.1
降水量(mm)	16.5	34.5	53.0	47.5	71.0	40.5	72.5	177.0	53.5	55.5	13.5	61.0	696.0
最深積雪(cm)	57	87	107	65	0	0	0	0	0	0	0	56	107

出典：「気象統計情報」、気象庁ホームページ  
観測地点：津別、地域気象観測所(アメダス)

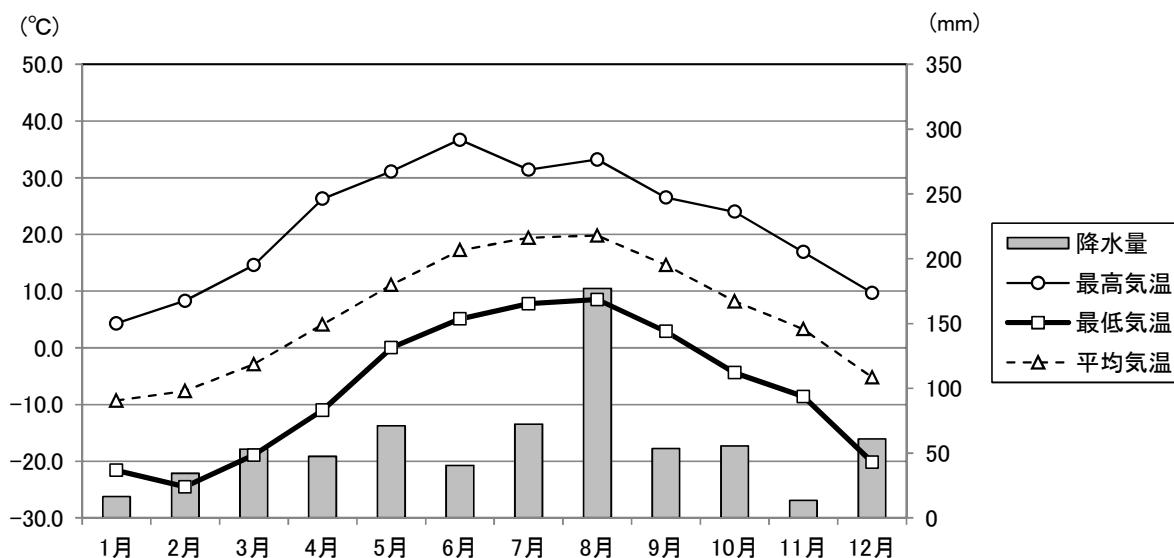


図 2-1-2 気温と降水量（平成26年）

### 4 水象

本町の河川は、阿寒カルデラの外輪山に位置する釧北峠に源を発する網走川とサマツケヌプリ近くに源を発する津別川が本町の中央地域を流れ、市街地西部で網走川に合流して北流し、網走湖へと注いでいます。

## 第2節 社会特性

### 1 人口・世帯数

本町における過去10年間の人口及び世帯数の推移は、表2-2-1と図2-2-1のとおりです。

本町の人口と世帯数は、微減傾向となっています。平成26年度（平成27年3月31日）の人口は5,167人、世帯数は2,472戸となっています。1世帯あたりの人口は、微減傾向にあり、平成26年度は2.09人／戸となっています。

表2-2-1 人口及び世帯数の推移（各年度末）

年 度	人口 (人)	世帯数 (戸)	1世帯あたりの人口 (人/戸)
平成17	6,359	2,676	2.38
平成18	6,182	2,645	2.34
平成19	6,058	2,614	2.32
平成20	5,926	2,593	2.29
平成21	5,785	2,580	2.24
平成22	5,710	2,584	2.21
平成23	5,549	2,559	2.17
平成24	5,420	2,528	2.14
平成25	5,284	2,511	2.10
平成26	5,167	2,472	2.09

出典：住民基本台帳

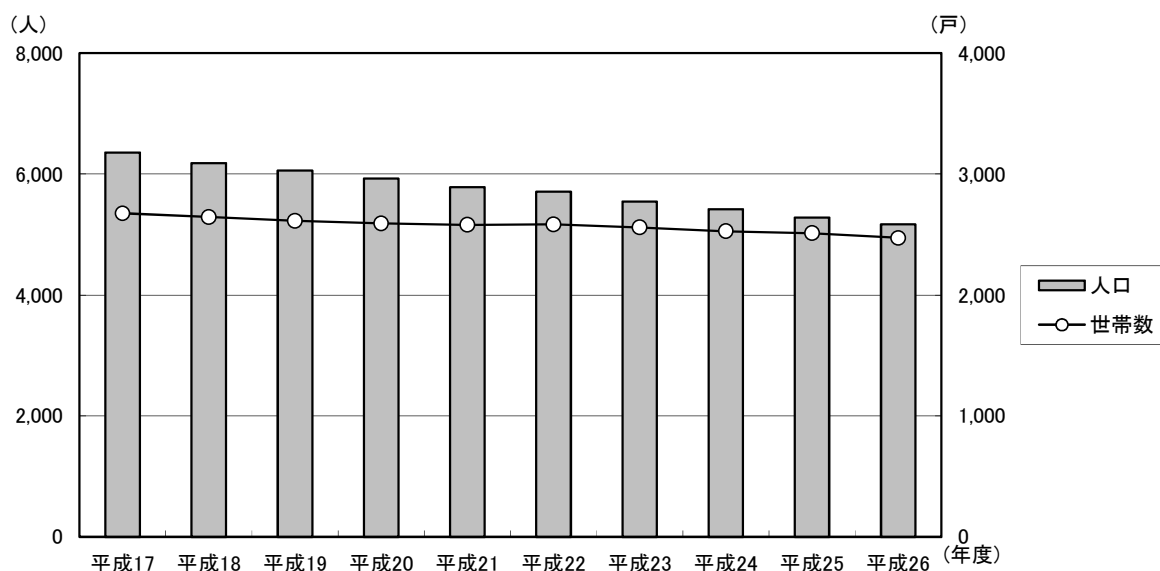


図2-2-1 人口及び世帯数の推移（各年度末）

本町における平成 21 年度と平成 26 年度の 5 歳階級別人口は、表 2-2-2 と図 2-2-2 ～3 のとおりです。年少人口が少なく、年少人口より老年人口が多い分布になっています。平成 21 年度と平成 26 年度を比較すると、年少人口指数が 1.1 ポイント減少し、老年人口指数が 9.8 ポイント増加しており、生産年齢人口割合の減少傾向が見られます。

表 2-2-2 平成 21 年度と平成 26 年度の男女別 5 歳階級別人口

年齢階層	平成21年度			平成26年度		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～4歳	68	63	131	82	64	146
5～9歳	117	72	189	59	64	123
10～14歳	124	123	247	116	73	189
15～19歳	135	128	263	109	102	211
20～24歳	84	78	162	101	79	180
25～29歳	104	58	162	98	62	160
30～34歳	141	123	264	105	69	174
35～39歳	152	132	284	137	131	268
40～44歳	143	142	285	150	115	265
45～49歳	163	151	314	150	138	288
50～54歳	167	155	322	158	155	313
55～59歳	253	281	534	155	147	302
60～64歳	262	260	522	246	264	510
65～69歳	199	269	468	224	248	472
70～74歳	228	278	506	179	263	442
75～79歳	211	253	464	191	251	442
80歳以上	244	463	707	268	478	746
合計	2,795	3,029	5,824	2,528	2,703	5,231
年少人口 (0～14歳)	309 (11.1%)	258 (8.5%)	567 (9.7%)	257 (10.2%)	201 (7.4%)	458 (8.8%)
生産年齢人口 (15～64歳)	1,604 (57.4%)	1,508 (49.8%)	3,112 (53.4%)	1,409 (55.7%)	1,262 (46.7%)	2,671 (51.1%)
老年人口 (65歳以上)	882 (31.6%)	1,263 (41.7%)	2,145 (36.8%)	862 (34.1%)	1,240 (45.9%)	2,102 (40.2%)
年少人口指数	19.3%	17.1%	18.2%	18.2%	15.9%	17.1%
老年人口指数	55.0%	83.8%	68.9%	61.2%	98.3%	78.7%

※1 年少人口指数は、年少人口を生産年齢人口で除した割合。

※2 老年人口指数は、老年人口を生産年齢人口で除した割合。

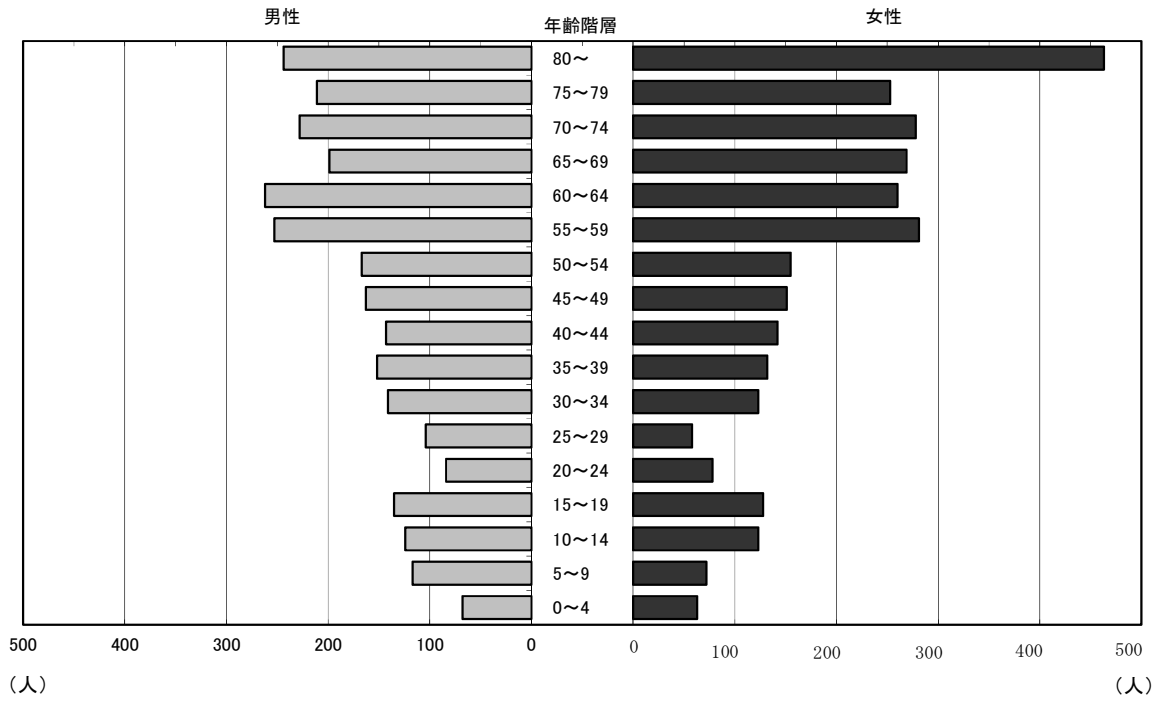


図 2-2-2 平成 21 年度の男女別 5 歳階級別人口

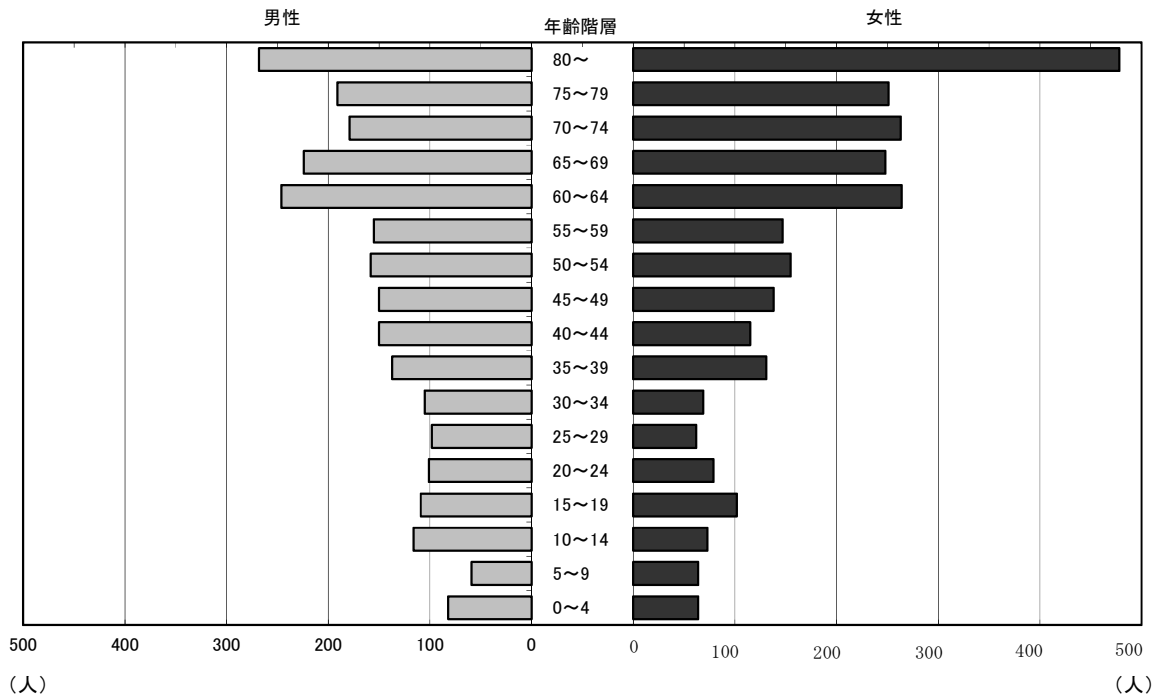


図 2-2-3 平成 26 年度の男女別 5 歳階級別人口

## 2 産業

本町における産業別就業者数の推移は、表 2-2-3 と図 2-2-4 のとおりです。

平成 12 年度と比較すると、平成 22 年度は農業・林業、建設業、製造業、卸売業、小売業の就業者数が減少しています。

産業別就業者数の割合としては、第三次産業就業者の割合が半分以上を占めており、平成 12 年 46%、平成 17 年 52%、平成 22 年 52%と約 50%を第三次産業が占めています。

表 2-2-3 産業別就業者数

(単位:人)

産業分類	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
第一次産業	1,274	992	798	683	645
農業・林業	1,270	988	795	681	643
漁業	4	4	3	2	2
第二次産業	1,365	1,193	1,007	712	583
鉱業	1	0	1	1	0
建設業	293	297	244	180	134
製造業	1,071	896	762	531	449
第三次産業	1,627	1,656	1,520	1,512	1,344
電気・ガス・熱供給・水道業	149	182	157	129	136
卸売業、小売業	529	476	413	361	276
金融業、保険業	51	50	42	38	30
不動産業、物品賃貸業	2	4	4	9	15
サービス業	704	729	736	804	711
公務(他に分類されないもの)	192	215	168	171	176
分類不能の産業	0	5	0	1	0
合 計	4,266	3,846	3,325	2,908	2,572

出典:国勢調査(総務省統計局ホームページ、政府統計の総合窓口 e-Stat)

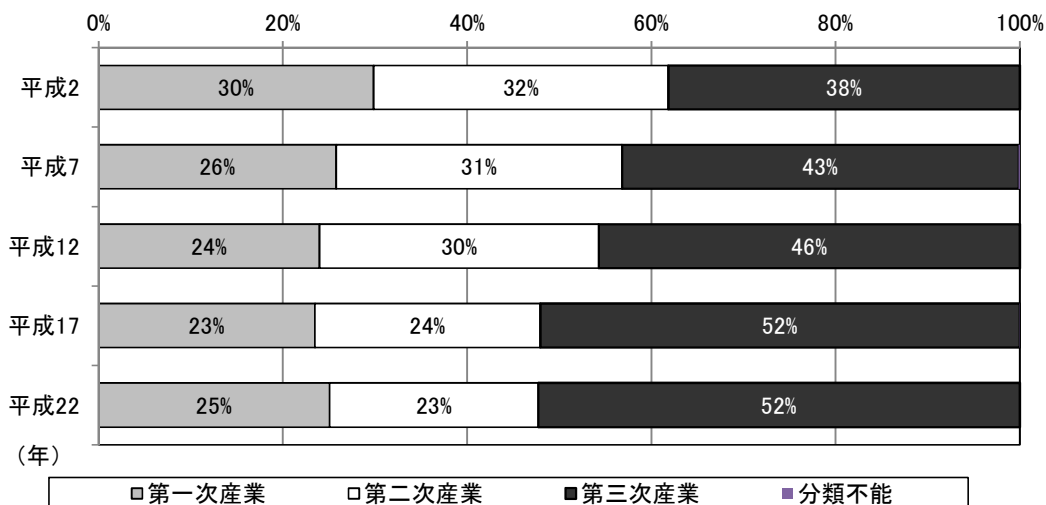


図 2-2-4 産業別就業者数の割合

観光客入込状況は表 2-2-4 と図 2-2-5 のとおりです。平成 19 年からほぼ横ばいか微減傾向がつづいていましたが、平成 25 年から増加傾向にあります。観光客入込人口の多くが日帰りとなっています。

表 2-2-4 観光客入込数の推移

(単位:千人)

	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
日帰客	129.5	113.0	97.2	94.5	93.7	105.4	216.4	249.6
宿泊客	10.2	10.4	6.8	8.8	8.0	9.1	8.6	8.7
入込客総数	139.7	123.4	104.0	103.3	101.7	114.5	225.0	258.3

出典:津別町

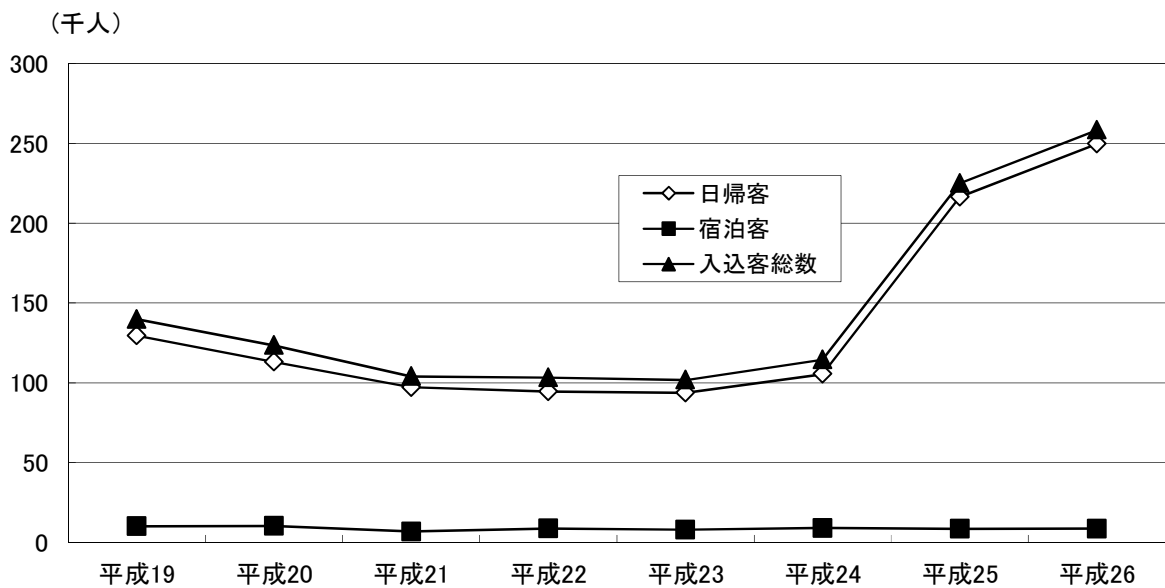


図 2-2-5 観光客入込数の推移

### 3 交通

本町は、北は北見市、北東域は美幌町、南は釧路市に接しており、それぞれの都市への中継地に位置しています。本町の市街地には、釧路市と網走市を結ぶ国道 240 号が通っており、本町の南部の相生地区には道の駅「あいおい」があります。

### 4 土地利用

本町の地目別面積は、表 2-2-4 と図 2-2-5 のとおりです。

地目別面積は「山林」が 86.9%で最も広い面積を占めています。次に「畑」が 8.3%、「その他」が 3.4%となっています。

表 2-2-4 地目別面積

地目	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	合計
面積 (km <sup>2</sup> )	25	5,968	284	62,266	491	201	2,425	71,660
割合	0.0%	8.3%	0.4%	86.9%	0.7%	0.3%	3.4%	100.0%

出典：平成 26 年版津別町統計書

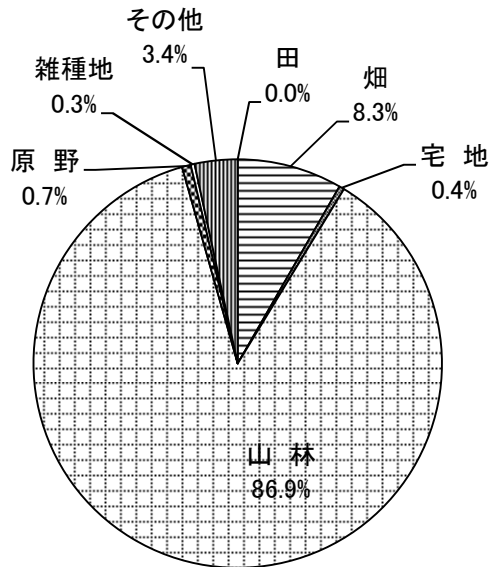


図 2-2-5 地目別面積の割合（平成 26 年）

### 第3節 環境特性

#### 1 大気質

本町には大気汚染の常時監視局が無いため、オホーツク総合振興局管内の北見市にある常時監視局の状況を示します。北見市には一般環境大気測定局として北見市役所測定局があります。

平成24年度における一般環境大気測定局の測定結果を以下に示します。全ての物質において環境基準を達成しています。

表 2-3-1 二酸化硫黄の測定結果（平成24年度）

測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	1時間値の 最高値 (ppm)	環境基準達 成状況	環境基準
北見市役所	0.004	0.006	0.024	達成	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。

出典:「北海道の大気環境」(平成24年度(2012)測定結果 第50報)、北海道ホームページ

※「日平均値の2%除外値」とは、年間における日平均値の測定値を高い値から順に並べ、高い値からデータ数の2%の範囲にある測定値を除外した日平均値の最高値のことをいいます。365日分のデータであれば8番目に高い日平均値を指します。

表 2-3-2 二酸化窒素の測定結果（平成24年度）

測定局	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	環境基準達 成状況	環境基準
北見市役所	0.009	0.036	達成	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

出典:「北海道の大気環境」(平成24年度(2012)測定結果 第50報)、北海道ホームページ

※「日平均値の年間98%値」とは、年間における日平均値の測定値を低い値から順に並べ、低い値からデータ数の98%目にある日平均値のことをいいます。365日分のデータであれば358番目に低い日平均値を指します。

表 2-3-3 浮遊粒子状物質の測定結果（平成24年度）

測定局	年平均値 (mg/m <sup>3</sup> )	日平均値の 2%除外値 (mg/m <sup>3</sup> )	1時間値の 最高値 (mg/m <sup>3</sup> )	環境基準達 成状況	環境基準
北見市役所	0.009	0.027	0.097	達成	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。

出典:「北海道の大気環境」(平成24年度(2012)測定結果 第50報)、北海道ホームページ



## 2 水質

本町を流れる網走川では、網走川上流域として「大正橋」（本町の下流、美幌町）において公共用水域の水質測定が行われています。過去 5 年間における有機汚染の代表的な指標である BOD（生物化学的酸素要求量）の測定結果は表 2-3-4 に示すとおりであり、環境基準を達成しています。

また、本町で調査した公共用水域の水質測定結果は表 2-3-5 に示すとおりで、類型指定されていない河川を含め全て類型 AA に該当する値となっています。

表 2-3-4 河川水質（BOD）の測定結果(1)

水系名	測定地点名	類型	測定年度	日平均値 (mg/L)	75%値※ (mg/L)	環境基準 達成状況	環境基準値 (mg/L)
網走川上流	大正橋	A	平成 21 年度	0.7	0.7	達成	2
			平成 22 年度	0.9	1.0	達成	2
			平成 23 年度	0.9	1.1	達成	2
			平成 24 年度	0.8	0.9	達成	2
			平成 25 年度	0.8	0.9	達成	2

出典：北海道資料「北海道の水環境」

※75%値とは、n個の日間平均値を低い値から順に並べ、低い値からデータ数の75%にある日平均値のことをいいます。

表 2-3-5 河川水質（BOD）の測定結果(2)

水系名	測定地点名	類型	測定年月	測定値 (mg/L)	環境基準 達成状況	環境基準値 (mg/L)
オンネキキン川	恩根木禽橋	—	H26.9.4	0.5 未満	—	—
			H26.10.23	0.5 未満	—	—
			H27.9.24	0.5 未満	—	—
			H27.11.6	0.5 未満	—	—
津別川	緑栄橋	—	H26.9.4	0.5 未満	—	—
			H26.10.23	0.5 未満	—	—
			H27.9.24	0.5 未満	—	—
			H27.11.6	0.5 未満	—	—
タッコブ川	永代橋	—	H26.9.4	0.5 未満	—	—
			H26.10.23	0.5 未満	—	—
			H27.9.24	0.5 未満	—	—
			H27.11.6	0.5 未満	—	—
網走川	津別町境界付近	A	H26.9.4	0.6	達成	2
			H26.10.23	0.5 未満	達成	2
			H27.9.24	0.5 未満	達成	2
			H27.11.6	0.5 未満	達成	2

出典：津別町資料

#### 第4節 将来計画

本町では、平成22年度～平成31年度を計画期間とする「第5次津別町総合計画」を策定しています。総合計画は、最も基本となるまちづくりの方針を示したもので、本計画の上位計画に位置します。

総合計画の概要は次のとおりです。

期 間	平成22年度～31年度(10年間)
メインテーマ	田園工房のまち・つべつ
これから取り組むまちづくりのテーマ	テーマ1 「賑わいと憩いの場とまちの顔づくり」 テーマ2 「美しく、美味しいまちづくり」 テーマ3 「豊かな環境の中での健康で安心なまつづくり」 テーマ4 「木と水を生かした地域循環型のまちづくり」 テーマ5 「世代間の交流を通じた人づくり」
重点プロジェクト	生活部会 1.生活館構想(コミュニティセンター) 保健福祉部会 2.健康を大切に育むまちづくりプラン 3.子どもを大切に育てるまちづくりプラン 教育部会 4.津別を学び楽しむまちづくりプラン 住民活動部会 5.住民ふれあいコミュニティ構想 産業部会 6.産業の付加価値創造 環境・みどり部会 7.自然活用行動計画 ～自然案内人～ 活汲方面部会 8.活汲発グリーンツーリズム構想 本岐方面部会 9.本岐市街地活性化検討 10.チミケップ川天然河川復元構想 相生方面部会 11.相生小学校校舎活用検討構想

総合計画の一般廃棄物に関して取り組む主な事業は、以下のとおりです。

生活排水処理	・下水道管路施設延命化計画の策定
ごみ処理	・燃やすごみの広域処理の実現 ・最終処分場の利用延命と新たな施設整備 ・ごみの減量化と分別の徹底

### 第3章 ごみ処理基本計画

#### 第1節 ごみ処理の現状の把握

##### 1 ごみ処理フロー

本町のごみ処理フローを図 3-1-1 に示します。本町では、本町から排出された一般廃棄物のうち、燃やすごみについては一時、津別町クリーンセンターに集約した後、大空町一般廃棄物焼却処理施設において焼却処理を、埋めるごみ、粗大ごみは破碎処理をして津別町一般廃棄物最終処分場に直接埋立処分を行っています。この内、直接搬入された埋めるごみや粗大ごみから鉄を回収し、資源化を行っています。

生ごみは、津別町堆肥製造施設において堆肥化を行っており、製造した堆肥は津別町・大空町の住民に還元しています。

資源物は、津別町リサイクルセンターで、選別、圧縮、梱包などを行った後、資源化しています。また、大空町一般廃棄物処理施設ごみ焼却施設で出た焼却灰（本町処理割当相当分）や中間処理施設で出た不燃物等の残渣は、津別町一般廃棄物最終処分場において埋立処分しています。

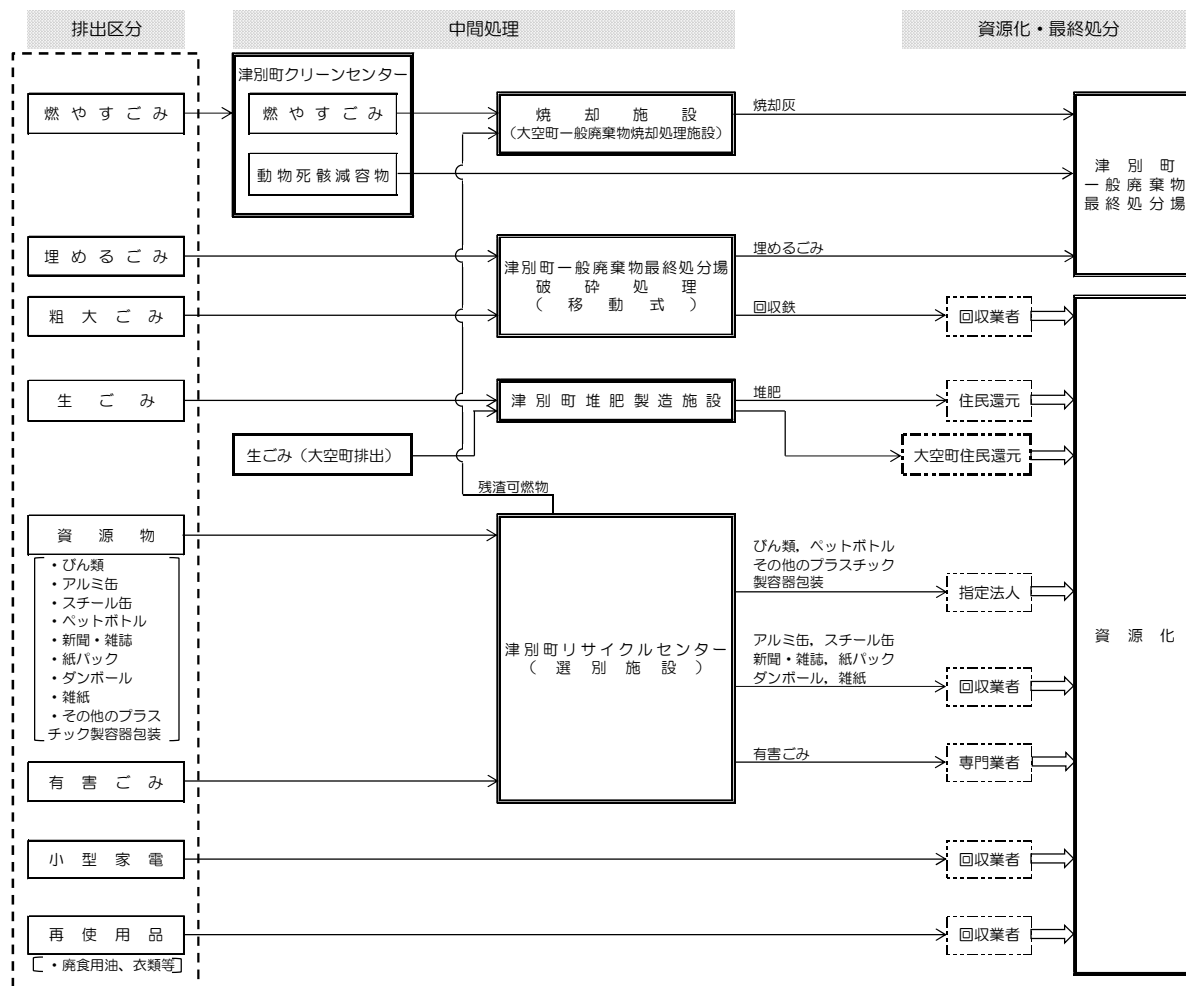


図 3-1-1 ごみ処理体制 (平成 26 年度)

## 2 ごみ処理体制

本町のごみの収集・運搬、中間処理、最終処分施設の運営は民間委託により実施しています。ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分施設における運営形態を表 3-1-1 に、また、それぞれの施設の概要を表 3-1-2～6 に示します。

表 3-1-1 ごみ処理体制

区 分		施 設 名	委 託 先	体制等
収集・運搬	燃やすごみ	—	津別総合管理センター	4tパッカー車 3 台 (各 2 名乗車)
	埋めるごみ			
	その他プラスチック			
	生ごみ			
	資源物			2t平ボディー車 1 台 (3 名乗車)
	粗大ごみ			
処理施設	埋めるごみ・粗大ごみ	津別町一般廃棄物最終処分場	水 ing(株)	5 名体制
	燃やすごみ・動物	津別町クリーンセンター		1 名体制
	資源物・ その他プラスチック	津別町リサイクルセンター	人材活用センター	平均 8 名体制
	生ごみ	堆肥製造施設	JAつべつ	2 名体制
	燃やすごみ※	大空町一般廃棄物焼却処理施設	大空町	—

※: 燃やすごみについては、大空町に処理委託をしています(平成 22 年 4 月より)。

表 3-1-2 ごみ処理施設（津別町リサイクルセンター）の概要

施設名称	津別町リサイクルセンター
所在地	網走郡津別町字共和 547 番地
設置主体	津別町
敷地面積	処理施設: 333 m <sup>2</sup> 保管施設: 293.5 m <sup>2</sup>
処理能力	缶選別プレス機: 250kg/h ペットボトル圧縮梱包機: 100kg/h 発泡スチロール破碎機: 6 m <sup>3</sup> /h 発泡スチロール溶融機: 10kg/h 紙類梱包機 その他プラスチック圧縮梱包機: 180kg/h
処理方式	びん: 手選別 缶: 圧縮 ペットボトル: 圧縮梱包 ダンボール: 手選別 新聞・雑誌: 手選別 紙パック: 手選別 紙類: 手選別 その他プラスチック: 圧縮梱包 白色トレイ・魚箱: 溶融・ブロック化
稼働年月	平成 11 年 6 月
処理対象物	缶、びん、紙パック、新聞紙・雑誌、ダンボール、紙類、ペットボトル、その他のプラスチック、白色トレイ

表 3-1-3 ごみ処理施設（津別町クリーンセンター）の概要

施設名称	津別町クリーンセンター(焼却施設は休止中)
所在地	網走郡津別町字最上 247 番地
設置主体	津別町
敷地面積	18,621 m <sup>2</sup> (ストックヤード 90 m <sup>2</sup> )
稼働年月	平成 4 年 12 月
焼却施設	<p>施設の種類:固定バッチ式焼却炉</p> <p>処理能力:10.4t/日、2 基</p> <p>焼却設備:固定床式バッチ燃焼</p> <p>燃焼ガス冷却設備:煙管式冷却</p> <p>排ガス処理設備:活性炭サイクロン+スクラバー</p> <p>飛灰処理設備:薬剤処理</p>
備考	平成 22 年 4 月より、津別町クリーンセンター(焼却施設)は休止しており、燃やすごみの直接搬入の受付場所として使用している。平成 24 年 4 月より、焼却施設のストックヤードを再利用して、動物死骸(鹿)減容設備を運用している。

表 3-1-4 ごみ処理施設（津別町堆肥製造施設）の概要

施設名称	津別町堆肥製造施設
所在地	網走郡津別町字共和 550 番地
設置主体	津別町
敷地面積	30,729 m <sup>2</sup>
処理能力	<p>堆肥生産能力:20,000t/年</p> <p>※生ごみ、家畜排泄物、下水道汚泥はそれぞれ別々に堆肥化を行っている。</p>
処理方式	<p>高速堆肥化方式(一次発酵・二次発酵:堆積式)</p> <p>破碎・混合→菌床へ混合→切返し・攪拌→ふるい→※</p> <p>※①:細かくなったもの→住民還元</p> <p>※②:粗いもの→再利用</p> <p>バーク:水分調整、菌床の棲み処、空気供給役目に投入</p>
稼働年月	平成 14 年度
処理対象物	家畜(牛)排泄物、下水道汚泥、生ごみ

表 3-1-5 ごみ処理施設（大空町一般廃棄物焼却処理施設）の概要

施設名称	大空町一般廃棄物焼却処理施設（委託先施設）
所在地	網走郡大空町東藻琴 780 番地の 2
設置主体	大空町
敷地面積	6,191 m <sup>2</sup>
処理能力	6t/日（6t/18h×1 炉）
稼働年月	昭和 59 年 9 月（平成 15 年 3 月改造）
焼却設備	準連続燃焼式（機械化バッチ燃焼式）
燃焼ガス冷却設備	水噴射式ガス冷却＋間接空気冷却
排ガス処理設備	バグフィルター（ダブルサイクロン）
飛灰処理設備	薬剤処理
運転管理体制	委託

表 3-1-6 ごみ処理施設（津別町一般廃棄物最終処分場）の概要

施設名称	津別町一般廃棄物最終処分場
所在地	網走郡津別町字共和 484 番地
設置主体	津別町
埋立面積	6,900 m <sup>2</sup>
埋立容量	30,000 m <sup>3</sup>
供用開始	平成 12 年 3 月
埋立工法	準好気性埋立
埋立対象物	埋めるごみ、粗大ごみ、焼却灰、脱水ケーキ
浸出水処理能力	30 m <sup>3</sup> /日
浸出水処理方式	浸出水処理：カルシウム除去＋生物処理（接触曝気方式）＋凝集沈殿＋高度処理（砂ろ過）＋消毒 汚泥処理：汚泥重力濃縮処理＋貯留＋脱水



### 3 ごみの種類別発生量

#### (1) ごみの発生量

ごみの種類別発生量は、表 3-1-7 のとおりです。

一般廃棄物の総排出量は、全体として減少する傾向にあります。平成 22 年度は年間 1,695 t 発生していましたが、平成 26 年度には 1,500 t までに減少しています。排出形態としては、家庭系ごみ、事業系ごみ共に減少しています。家庭系ごみのうち、収集ごみは、平成 24 年度にそれまでの増加傾向から減少に転じていますが、直接搬入ごみは増加しています。

一般廃棄物の 1 人 1 日平均総排出量は、ごみの総排出量が減少していますが、行政区域内人口も減少しているため横ばいの傾向を示しており、平成 26 年度では 795 g / 人日となっています。

道内の類似した人口規模の市町村（5 千人以上 1 万人未満）の平成 24 年度の 1 人 1 日平均総排出量の平均は 980g/人日ですので、本町は類似した人口規模の市町村より 1 日 1 人当たりのごみの排出量で 185 g 少なく、ごみ減量化が進んでいると見ることができます。

表 3-1-7 ごみの種類別発生量の推移

項 目		単 位	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26		
計画処理区域内人口		人	5,759	5,591	5,474	5,296	5,167		
一 般 廃 棄 物	家 庭 系 ご み	収 集 ご み	燃やすごみ	t/年	136	177	213	229	228
			埋めるごみ	t/年	220	230	252	232	225
			粗大ごみ	t/年	11	10	10	9	9
			生ごみ	t/年	220	215	215	202	196
			資源物	t/年	324	315	318	310	305
			合計	t/年	911	947	1,008	982	963
		1人1日平均収集ごみ量	g/人日	433	463	505	508	511	
	直 接 搬 入 ご み	燃やすごみ	t/年	5	6	6	13	15	
		埋めるごみ	t/年	163	159	147	174	171	
		生ごみ	t/年	0	0	0	0	1	
		資源物	t/年	10	9	10	9	12	
	ご み 計	t/年	178	174	163	196	199		
	計	t/年	1,089	1,121	1,171	1,178	1,162		
	事 業 系 ご み	燃やすごみ	t/年	199	157	78	68	73	
		埋めるごみ	t/年	132	98	112	125	80	
		生ごみ	t/年	32	29	29	22	12	
		資源物	t/年	53	54	43	51	33	
計		t/年	416	338	262	266	198		
集団回収量		t/年	190	147	157	146	140		
一般廃棄物 合計		t/年	1,695	1,606	1,590	1,590	1,500		
1人1日平均一般廃棄物総排出量		g/人日	806	785	796	823	795		
1人1日家庭系ごみ排出量		g/人日	518	549	586	609	616		
1人1日家庭系ごみ排出量(資源物を除く)		g/人日	359	389	422	444	448		

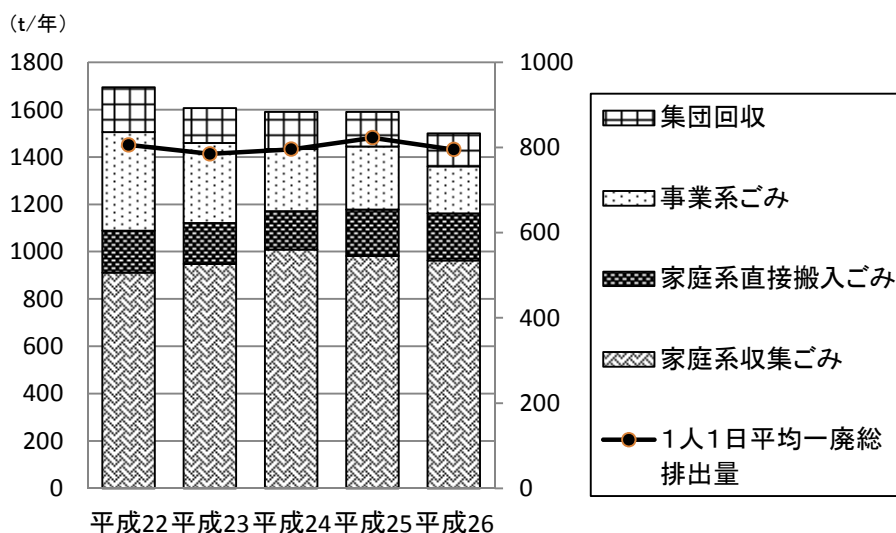


図 3-1-2 ごみの種類別発生量の推移

1人1日平均収集ごみ量：1人が1日出す収集ごみの量  
 $\text{収集ごみ量} \div \text{人口} \div 365 \text{日 (閏年 366日)}$

1人1日平均一般廃棄物総排出量：1人が1日出す一般廃棄物の量  
 $(\text{家庭系ごみ} + \text{事業系ごみ} + \text{集団回収}) \div \text{人口} \div 365 \text{日 (閏年 366日)}$

1人1日家庭系ごみ排出量：1人が1日出す資源として分別されない家庭系ごみの量  
 $(\text{家庭系ごみ合計} - \text{収集生ごみ} - \text{収集資源物} - \text{直接搬入資源物}) \div \text{人口} \div 365 \text{日 (閏年 366日)}$

## (2) 家庭系ごみ

収集と直接搬入を合わせた家庭系ごみ量の推移は、表 3-1-8 のとおりです。

家庭から発生するごみの8割以上が収集ごみとして排出され、平成26年度実績では82.9%が収集ごみ、17.1%が直接搬入ごみとして排出されています。近年は、本町の居住者のない家屋解体に関わる助成制度を活用などして、転出・死亡による家具等の不用品の片づけを直接最終処分場に持ち込む町民が増えており、家庭系ごみに占める直接搬入ごみの割合は増加傾向にあります。

また、家庭系ごみの分別種類ごとの割合は、表 3-1-9 のとおりです。

家庭系ごみの割合に大きな変化はありませんが、燃やすごみの占める割合がやや増加傾向にあります。

表 3-1-8 家庭系ごみの推移

(t/年)

項目\年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
燃やすごみ	141	183	219	242	243
埋めるごみ	383	389	399	406	396
粗大ごみ	11	10	10	9	9
生ごみ	220	215	215	202	197
資源物	334	324	328	319	317
家庭系ごみ合計	1,089	1,121	1,171	1,178	1,162
収集ごみ割合	83.7%	84.5%	86.1%	83.4%	82.9%
直接搬入割合	16.3%	15.5%	13.9%	16.6%	17.1%

表 3-1-9 家庭系ごみの分別種類割合

区分	項目\年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
収集ごみ	燃やすごみ	14.9%	18.7%	21.1%	23.3%	23.7%
	埋めるごみ	24.1%	24.3%	25.0%	23.6%	23.4%
	粗大ごみ	1.2%	1.0%	1.0%	0.9%	0.9%
	生ごみ	24.2%	22.7%	21.3%	20.6%	20.3%
	資源物	35.6%	33.3%	31.6%	31.6%	31.7%
	収集ごみ計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
直接搬入	燃やすごみ	2.8%	3.4%	3.7%	6.6%	7.5%
	埋めるごみ	91.6%	91.4%	90.2%	88.8%	85.9%
	生ごみ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.5%
	資源物	5.6%	5.2%	6.1%	4.6%	6.1%
	直接搬入ごみ計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
収集+直搬	燃やすごみ	12.9%	16.3%	18.7%	20.5%	20.9%
	埋めるごみ	35.2%	34.7%	34.1%	34.5%	34.1%
	粗大ごみ	1.0%	0.9%	0.8%	0.8%	0.8%
	生ごみ	20.2%	19.2%	18.4%	17.1%	16.9%
	資源物	30.7%	28.9%	28.0%	27.1%	27.3%
	家庭系ごみ合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

### (3) 事業系ごみ

事業系ごみ量の推移は、表 3-1-10 のとおりです。

表 3-1-10 事業系ごみの推移

(t/年)

項目\年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
燃やすごみ	199	157	78	68	73
埋めるごみ	132	98	112	125	80
生ごみ	32	29	29	22	12
資源物	53	54	43	51	33
事業系ごみ合計	416	338	262	266	198

事業系ごみは減少傾向にあり、特に平成 26 年度に大きく減少しています。

また、平成 26 年度は、埋めるごみが平成 25 年度に比べて 45 t (率で 35 ポイント以上) 少なくなっています。これは、平成 26 年度から、直接搬入される埋めるごみの取り扱い区分の変更により、事業系ごみが減少したものと考えられます。

また、事業系ごみのごみ分別種類ごとの割合は表 3-1-11 のとおりです。事業系ごみにおいては、燃やすごみの割合が増加、埋めるごみ、資源物の割合が減少しています。

表 3-1-11 事業系ごみの分別種類割合

項目\年度	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
燃やすごみ	47.8%	46.4%	29.8%	25.6%	36.9%
埋めるごみ	31.7%	29.0%	42.7%	47.0%	40.4%
生ごみ	7.7%	8.6%	11.1%	8.3%	6.1%
資源物	12.8%	16.0%	16.4%	19.1%	16.6%
事業系ごみ合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### 4 ごみの性状

##### (1) 家庭系収集ごみ

本町が実施した家庭系収集ごみの組成分析調査結果を表 3-1-12～15 と図 3-1-3～6 に示します。調査は燃やすごみと埋めるごみについて行っています。

4回の調査結果の平均値をとると、燃やせるごみでは、紙・布類が80.00%を占めています。次にビニール・合成樹脂が4.10%、木・竹・ワラ類が3.32%と続いています。埋めるごみでは、ビニール・合成樹脂が29.38%と最も多く、次いで、その他が20.57%、不燃物類が20.48%、木・竹・ワラ類が20.23%と続いています。

また、単位容積重量については、燃やすごみは60kg/m<sup>3</sup>、埋めるごみは174kg/m<sup>3</sup>、低位発熱量については、燃やすごみは12,735J/g、埋めるごみは7,098J/g、3成分については、燃やすごみは、水分21.9%、灰分7.9%、可燃分70.3%、埋めるごみは、水分28.9%、灰分29.7%、可燃分41.4%となっています。

表 3-1-12 家庭系収集ごみの組成分析調査結果（燃やすごみ）

区 分	平成23	平成24	平成25	平成26	平均
紙・布類	88.66%	86.61%	89.30%	87.42%	88.00%
ビニール・合成樹脂	1.80%	4.46%	5.72%	4.40%	4.10%
木・竹・ワラ類	2.32%	7.59%	2.74%	0.63%	3.32%
厨芥類	2.06%	0.22%	1.74%	1.57%	1.40%
不燃物類	0.26%	0.22%	0.00%	0.31%	0.20%
その他	4.90%	0.89%	0.50%	5.66%	2.99%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

※小数点第3位以下の端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

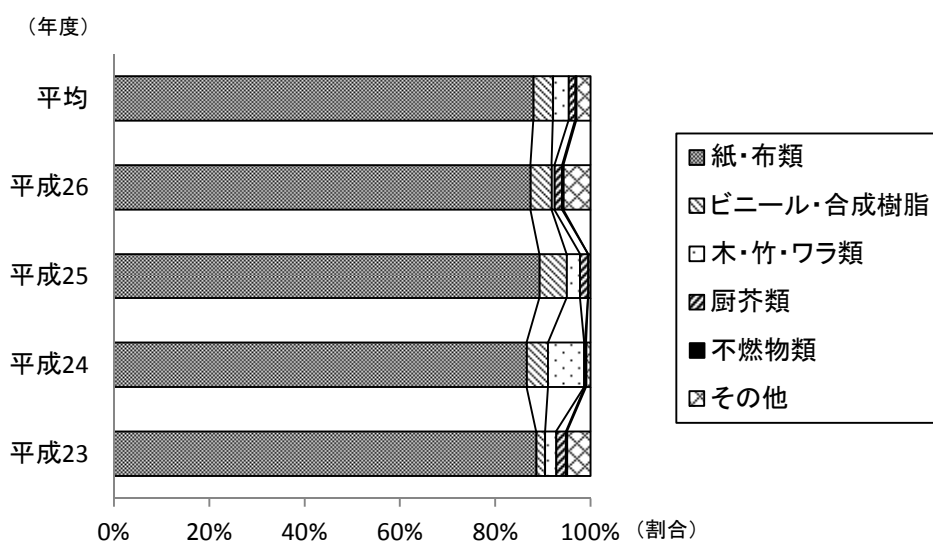


図 3-1-3 家庭系収集ごみの組成分析調査結果（燃やすごみ）

表 3-1-13 家庭系収集ごみの組成分析調査結果（埋めるごみ）

区 分	平成23	平成24	平成25	平成26	平均
紙・布類	6.61%	9.69%	4.14%	11.30%	7.94%
ビニール・合成樹脂	33.92%	28.80%	31.22%	23.59%	29.38%
木・竹・ワラ類	25.33%	18.06%	25.97%	11.55%	20.23%
厨芥類	0.66%	4.45%	0.55%	0.00%	1.42%
不燃物類	26.65%	20.16%	12.98%	22.11%	20.48%
その他	6.83%	18.85%	25.14%	31.45%	20.57%
合計	100%	100%	100%	100%	100%

※小数点第3位以下の端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

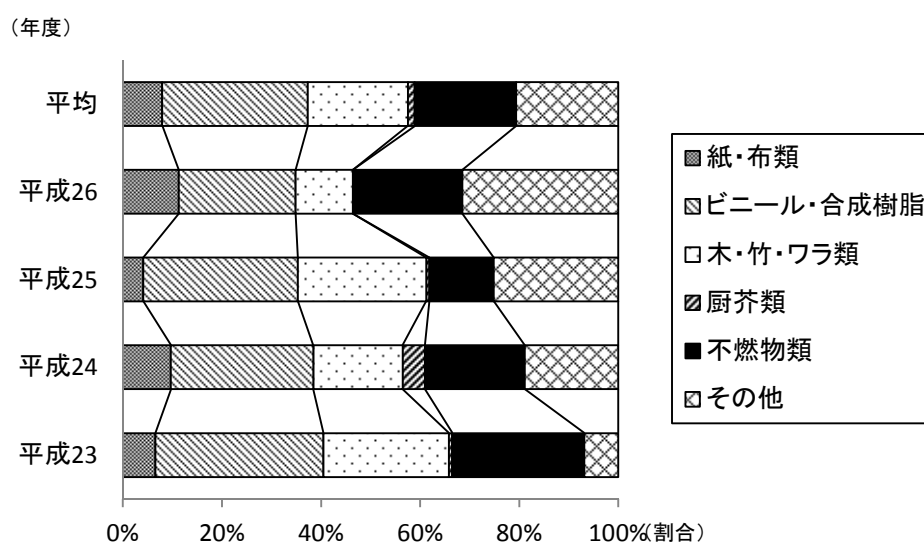


図 3-1-4 家庭系収集ごみの組成分析調査結果（埋めるごみ）

表 3-1-14 家庭系収集ごみの組成分析調査結果（平成26年度）

区 分	平成23	平成24	平成25	平成26	平均	
単位容積重量 (kg/m <sup>3</sup> )	85	45	55	56	60	
低位発熱量 (J/g)	9,950	14,780	13,230	12,980	12,735	
3成分	水分 (%)	34.8	12.8	20.6	19.3	21.9
	灰分 (%)	8.0	7.3	6.6	9.5	7.9
	可燃分 (%)	57.2	79.9	72.8	71.2	70.3
	合計 (%)	100	100	100	100	100

※小数点第3位以下の端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

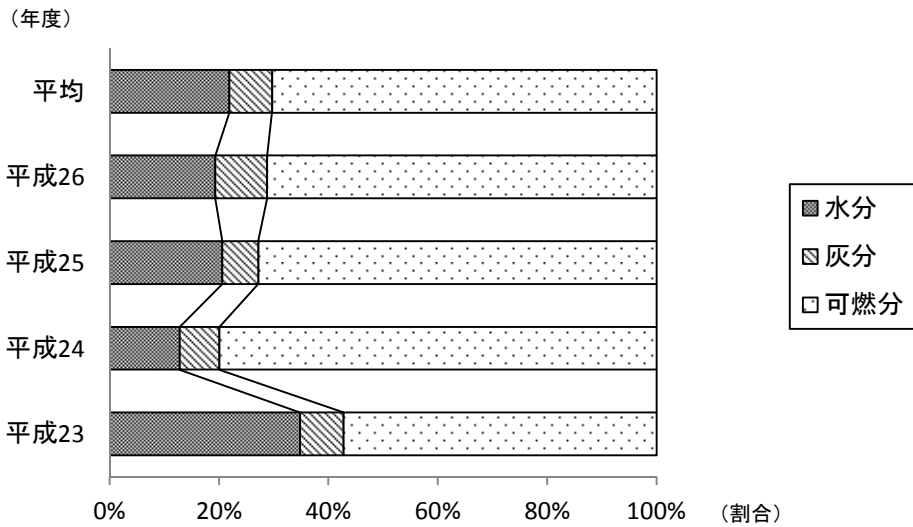


図 3-1-5 家庭系収集ごみの組成分析調査結果【3成分】(燃やすごみ)

表 3-1-15 家庭系収集ごみの組成分析調査結果 (平成 26 年度)

区 分		平成23	平成24	平成25	平成26	平均
単位容積重量 (kg/m <sup>3</sup> )		95	166	200	234	174
低位発熱量 (J/g)		6,890	7,220	7,430	6,850	7,098
3成分	水分 (%)	31.4	28.5	28.6	27.1	28.9
	灰分 (%)	28.0	29.5	28.3	33.0	29.7
	可燃分 (%)	40.6	42.0	43.1	39.9	41.4
	合計 (%)	100	100	100	100	100

※小数点第3位以下の端数処理の関係で合計が100%にならない場合があります。

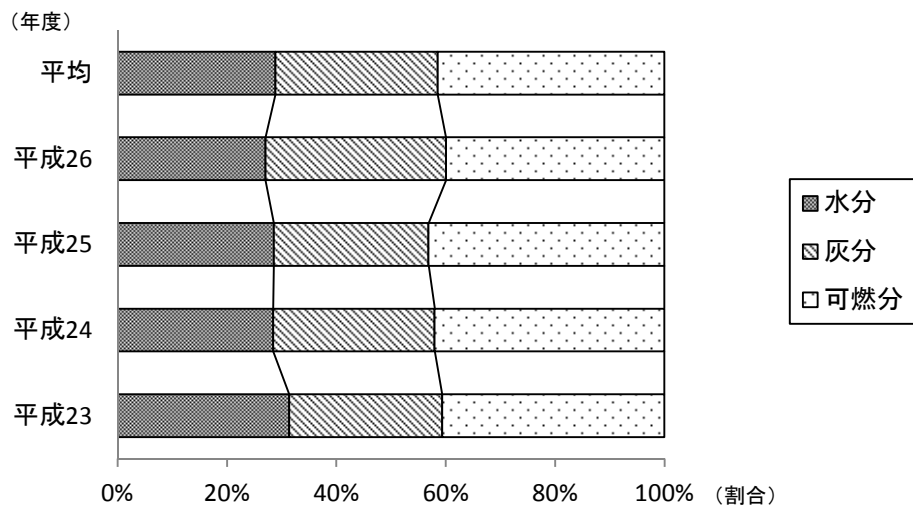


図 3-1-6 家庭系収集ごみの組成分析調査結果【3成分】(埋めるごみ)

## 5 収集・運搬

### (1) ごみの分別排出状況

本町のごみの分別排出状況は、表 3-1-16 に示すとおりです。大きく分けて 5 分別での排出を実施しています。このうち、資源物については、その他プラスチックを含めた 8 種類に分別しています。



表 3-1-16 ごみ分別排出状況

区 分	ごみの種類	排出形態	収集方法	収集頻度	収集料金	
燃やすごみ	紙類(使用済みティッシュペーパー、紙おむつ(汚物は取り除く)、紙製食器など) 衣類・布類(タオルケット、シーツ、ぬいぐるみなど) 木製品(割り箸、しゃもじ、木のおもちゃ、まな板など) 革製品(グローブ、バッグ、革靴、財布など)	赤色文字の指定ごみ袋	ステーション収集	週1回	150袋30円	
					300袋60円	
					450袋90円	
埋めるごみ	金属類(フライパン、鍋、スプレー缶、はさみ、包丁、フォーク・スプーンなど) 陶磁器類・ガラス製品(皿、土鍋、茶碗、植木鉢など) プラスチック製品(定規、おもちゃ(電池を除く)、プラスチック製スプーンなど) 小型電化製品(コーヒーマーカー、ドライヤーなど) 木材・木・枝・草・花・落ち葉(土がついていないもの、木材等は1m以内にし、釘を抜いてあるもの) ゴム・ビニール製品(長ぐつ、カッパ、ブルーシート、デスクマット、苗ポットなど)	青色文字の指定ごみ袋 包丁などは厚紙などに包み、指定袋に「危険」と表示する スプレー缶は穴を開けてガスを完全に抜く	ステーション収集	月2回	150袋30円	
					300袋60円	
					450袋90円	
生ごみ	生ごみ(とうもろこしの芯、とうもろこしの皮、フライドチキンの骨、スベアリブ、カニ等の甲羅、漬物・ぬか、梅干しの種など)	緑色文字の指定ごみ袋	ステーション収集	市街地:週2回 農村部:週1回	30袋6円	
					50袋10円	
					100袋20円	
					150袋30円	
					300袋60円	
粗大ごみ	指定袋に入らないもの、家具、寝具、家電製品(家電リサイクル法対象物は除く)、ストーブ、自転車、じゅうたんなど	粗大ごみ処理券	戸別収集	申込制	1枚300円	
資源物	びん	飲料用びん、調味料のびん、飲み薬などのびん、化粧水のびんなど	透明・半透明の袋 中身を出し、洗う フタ・キャップは外して分別排出する	ステーション収集	市街地:月2回 農村部:月1回	無料
	カン	飲料用アルミ缶・スチール缶、缶詰の缶、その他の缶など	透明・半透明の袋 中身を出し、洗う			
	ペットボトル	ペットボトル	透明・半透明の袋 中身を出し、洗う フタ・キャップは外して分別排出する プラスチック製のキャップはその他プラスチックへ			
	ダンボール	ダンボール	折りたたんでひもで十文字に縛る 汚れているものは燃やすごみへ			
	新聞・雑誌	新聞、チラシ、地方紙、本、雑誌など	ひもで十文字に縛る 新聞紙は新聞紙のみをひもで十文字に縛る			
	牛乳パック	牛乳パック、コーヒー・ジュースなどの紙パックなど	透明・半透明の袋 中身を出し、洗って、開いて乾かす 内側がアルミ箔になっているものは燃やすごみへ			
	紙類	アイスクリームの容器・ふた、カップ麺の紙製容器・紙製のふた、インスタント食品の紙製のふた、納豆の紙製容器、紙製トレイ類など	透明・半透明の袋 汚れているものは燃やすごみへ			
	その他プラスチック	プラスチック製容器(パック・カップ類、ボトル類、ポリ袋・ラップ類、網・ネット類、トレイ類、チューブ類、フタ・ラベル類など)	透明・半透明の袋 中身を使い切って、洗う 白トレイは資源物へ			
小型家電	使用済み小型家電(コード類などの付属品も含む)	投入口(30cm×30cm以下)の大きさ	回収ボックス(役場回収ボックスに限る)	—	無料	
有害ごみ	蛍光灯、乾電池、体温計(水銀を使用したもの)など	蛍光灯は箱、または袋に入れて、割れないように長さ1.2m以上の蛍光灯はりサイクルセンターへ	回収ボックス	—	無料	

## (2) ごみの排出形態・収集方法・頻度

排出形態は、燃やすごみ、埋めるごみ、生ごみの3つは指定袋ですが、資源物は透明・半透明の袋やヒモで縛るなどの方法をとっています。また、袋に入らない大きなごみである粗大ごみは、1つにつき1枚粗大ごみ処理券（シール）を貼ることになっています。

収集方法は、ステーション方式（粗大ごみは戸別収集方式）となっており、ごみ収集・運搬業務は民間業者へ委託しています。

収集頻度は、燃やすごみが週1回、埋めるごみが月2回、生ごみが、市街地は週2回、農村部は週1回の収集となり、また、資源物が、市街地は月2回、農村部は月1回、その他プラスチックが週1回の収集となっています。

また、古着・古布、廃食用油の拠点回収を行っており、平成26年1月から、町役場での小型家電の拠点回収を行っています。

## (3) 町で収集しないごみ

表3-1-18に示すごみについては、本町は収集・処理を行っていません。

家電リサイクル法による対象品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）は、小売店・販売店を通してリサイクルするように指導しています。排出の際には、「リサイクル料金」と「収集・運搬料金」がかかることをあわせて周知しています。なお、家庭で不要になった使用済み小型家電については、本町役場内に回収ボックスを設置し、処理業者が回収しています。

資源有効利用促進法による家庭系パソコンは、メーカー製のパソコンは各メーカーへ、自作パソコンやメーカー不明のものは「パソコン3R推進協会」へ回収を依頼するように指導しています。なお、PCリサイクルマークがついていないパソコンは、「リサイクル料金」がかかることをあわせて周知しています。

家庭から排出されるごみのうち、有害性のあるもの、危険性のあるもの、収集運搬車両や処理施設など処理するための機材を傷めるおそれのある「処理が困難なもの」については、販売店や専門の業者に依頼するよう指導しています。

また、一般家庭から出る引越しごみなどの一時的な多量のごみを一度に処理する場合は、自ら直接処理施設に直接運ぶか、粗大ごみ収集業者に依頼するよう指導しています。

店舗・事業所など事業活動に伴って出るごみについては、事業者が自らの責任において適正に処理しなければいけないこと法律で定められていることから、本町では収集・処理できないものとして、事業者が自己処理や産業廃棄物処理業者への処理・処分委託、本町が許可した収集運搬許可業者と契約するなどして、適正に処理しなければいけないことを指導しています。

表 3-1-17 本町が処理できないもの

項 目	内 容
家電	家電リサイクル法に係るテレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
パソコン	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ
処理が困難なもの	バッテリー、タイヤ、ガソリン、灯油、オイル、廃油、農薬(除草剤)などの化学薬品、塗料、消火器、発煙筒、ピアノ、注射器・注射針、ドラム缶・ガスボンベ(ペール缶 18ℓ以上)、スクーター・オートバイ、灯油タンク・ポリタンク、ボイラーなど
産業廃棄物	事業活動に伴って出るごみ

(4) ごみ処理料金

本町では平成 17 年度よりごみ指定袋制によるごみ有料化が導入されています。平成 27 年 12 月現在、指定袋は 1 セット 10 枚で販売しており、ごみの種類ごと袋の大きさにより料金が分けられています。袋 1 枚あたりの料金は、燃やすごみと埋めるごみは 15 リットルの袋が 30 円、30 リットルの袋が 60 円、45 リットルの袋が 90 円、生ごみは 3 リットルの袋が 6 円、5 リットルの袋が 10 円、10 リットルの袋が 20 円、15 リットルの袋が 30 円、30 リットルの袋が 60 円となっています。粗大ごみは、ごみの品目と大きさにかかわらず 1 個につき粗大ごみ処理券 1 枚 300 円となっています。なお、資源物については無料です。

指定袋を利用せずにやむを得ず直接搬入したごみの処理料金は、表 3-1-18 に示すとおりごみの種類ごとに定められています。

表 3-1-18 ごみ処理料金（直接搬入するごみ）

種 類	料 金	
燃やすごみ	家庭系 軽自動車・普通車・ライトバン・軽トラック	1,000 円
	家庭系 最大積載量1t以下の車両	2,000 円
	家庭系 最大積載量1tを超え2t以下の車両	3,000 円
	家庭系 最大積載量2tを超え4t以下の車両	6,000 円
	家庭系 最大積載量4tを超え6t以下の車両	10,000 円
	家庭系 最大積載量6tを超える車両	12,000 円
	事業系 軽自動車・普通車・ライトバン・軽トラック	1,500 円
	事業系 最大積載量1t以下の車両	3,000 円
	事業系 最大積載量1tを超え2t以下の車両	4,500 円
	事業系 最大積載量2tを超え4t以下の車両	9,000 円
	事業系 最大積載量4tを超え6t以下の車両	15,000 円
	事業系 最大積載量6tを超える車両	18,000 円
埋めるごみ 粗大ごみ・生ごみ	家庭系 10kgごとに	70 円
	事業系 10kgごとに	100 円

## 6 排出抑制・再資源化

### (1) ごみの減量化・再資源化の取り組み

#### ① 集団回収

集団回収の実施団体数と回収量、奨励金の実績は、表 3-1-19 のとおりです。

奨励金は、団体から直接回収業者に持ち込まれた 2 品についてのみ「自治会等回収支援」として、新聞紙は 1 キログラム 2 円上乗せで 5 円、雑誌は 1 キログラム 1 円上乗せで 2 円とし、より一層の取り組み推進を図っています。

実施団体数は、平成 26 年度には 15 団体となっています。また、回収量も平成 26 年度には、新聞紙は 107t、雑誌は 30 t となっています。

また、「自治会等回収支援」がないものの集団回収実績は、表 3-1-20 のとおりです。

表 3-1-19 集団回収実績（支援があるもの）

年度 区分	平成22			平成23			平成24			平成25			平成26		
	団体数	新聞 (kg)	雑誌 (kg)	団体数	新聞 (kg)	雑誌 (kg)	団体数	新聞 (kg)	雑誌 (kg)	団体数	新聞 (kg)	雑誌 (kg)	団体数	新聞 (kg)	雑誌 (kg)
自治会	2	4,673	678	2	5,327	1,308	3	11,467	2,426	3	9,889	1,555	5	20,318	4,250
自治会子ども会	13	67,398	18,255	12	56,336	15,648	10	53,295	16,340	9	46,602	15,789	7	32,234	12,881
老人クラブ	1	2,452	598				1	5,605	797	1	7,627	1,364	1	9,710	1,421
高校	1	31,558	8,023												
その他団体	3	41,124	113,705	2	51,621	13,619	1	51,544	12,436	2	48,985	12,023	2	44,924	12,359
計	20	147,205	141,259	16	113,284	30,575	15	121,911	31,999	15	113,103	30,731	15	107,186	30,911
奨励金（円）	-	736,025	282,518	-	566,420	61,150	-	609,555	63,998	-	565,515	61,462	-	535,930	61,822
		1,018,543			627,570			673,553			626,977			597,752	

表 3-1-20 集団回収実績（支援がないもの）

年度 区分	平成22			平成23			平成24			平成25			平成26		
	アルミ (kg)	牛乳パック (kg)	ビン (本)	アルミ (kg)	牛乳パック (kg)	ビン (本)	アルミ (kg)	牛乳パック (kg)	ビン (本)	アルミ (kg)	牛乳パック (kg)	ビン (本)	アルミ (kg)	牛乳パック (kg)	ビン (本)
自治会	95	32	12	77	54	119	118	61	79	131	38	197	508	132	182
自治会子ども会	1,593	836	1,335	1,283	680	1,379	1,361	583	709	1,138	469	525	702	333	571
老人クラブ	43	15	15				49	50	347	52	88	146	61	68	460
高校	320	221	298												
その他団体	621	481	234	602	465	522	536	414	105	447	362	360	525	375	61
計	2,672	1,585	1,894	1,962	1,199	2,020	2,064	1,108	1,240	1,768	957	1,228	1,796	908	1,274

#### ② 家庭での生ごみ堆肥化の推進

本町では、家庭での生ごみ堆肥化を促進するため、過去においてはコンポスタ一助成や電動式生ごみ処理機のモニター貸出などの助成を行っていました。

平成 13 年度に津別町堆肥製造施設を整備したことから、平成 16 年度から生ごみを燃やすごみから分別して、津別町堆肥製造施設において破碎・混合し、堆肥を製造し、住民に還元しています。

#### ③ 古着等のリサイクル

平成 17 年 4 月より、燃やすごみとして処理していた古着の拠点回収を行い、ウェア等として再生利用しています。近年では、バッグや靴など対象品目を拡大し

て拠点回収を行い、リサイクルをしています。

拠点回収した古着等は、民間事業者に引き渡しています。

回収拠点は、毎年5月～10月の月1回（第3土曜日）で、旧Kニットの1カ所です。

表 3-1-21 古着等回収実績

	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
古着回収量(kg)	2,487	2,259	1,278	1,893	3,805

#### ④ 廃食用油の回収

平成17年4月より、家庭から出る廃食用油の拠点回収を行い、民間企業により回収され、有効利用されています。

回収拠点は、毎年5月～10月の月1回（第3土曜日）で、旧Kニットの1カ所です。

表 3-1-22 廃食用油回収実績

	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
廃食用油回収量(L)	1,272	426	535	460	402

#### ⑤ 蛍光灯・電池の回収

町内に、回収ボックスを設置して有害ごみの拠点回収を行い、リサイクルしています。

回収した蛍光灯・電池は民間業者に引き渡しています。

回収拠点は、津別町役場、津別郵便局、本岐郵便局、相生郵便局、活汲簡易郵便局、町民会館、リサイクルセンターの7カ所です。

表 3-1-23 蛍光灯・電池処理実績

	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
蛍光灯処理量(kg)	780	700	760	970	770
電池処理量(kg)	1,190	1,010	1,010	1,500	2,050

#### ⑥ 小型家電リサイクル

平成26年1月より、津別町役場内に回収ボックスを設置して小型家電を回収しています。

⑦ 埋めるごみ・粗大ごみからの資源回収

直接搬入された埋めるごみや粗大ごみについては、津別町一般廃棄物最終処分場において、鉄類の回収を行い、民間再資源化業者に引き渡し、再生利用しています。最終処分場における資源回収取扱量実績は、表 3-1-24 のとおりです。

表 3-1-24 最終処分場における資源回収取扱量

(単位:t)

項目\年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
直接搬入埋めるごみ+粗大ごみ搬入量	305.6	266.6	269.3	307.6	260.2
資源回収量(鉄類) <sup>※</sup>	13.9	42.8	41.7	36.3	47.9

※:破砕処理を行っている最終処分場における資源回収量の合計

⑧ ボランティアごみ収集

本町では、各団体から事前の申請を受け、道路清掃などによって回収されたごみ(埋めるごみ)を無料で引き受けています。

⑨ 動物死骸減容

本町では、鹿などの野生動物死骸について、平成 24 年 4 月より津別町クリーンセンターにおいて減容処理を行っています。

⑩ 行政による指導

本町では、ごみの減量化、再資源化を促進するために、ごみの分別排出を指導するため、地区ごとに作成した「津別町ごみ収集カレンダー」を配布しています。また、「ごみ分別辞典」を作成し、具体的なごみの分別品目・分別区分や出し方などについて指導しています。

図 3-1-7 ごみ分別辞典



## 7 中間処理

### (1) リサイクルセンター

本町では、資源物を「津別町リサイクルセンター」において資源化しています。

リサイクルセンターの資源物取扱量を表 3-1-25 に示します。資源物取扱量はほぼ横ばいの傾向を示しています。

リサイクルセンターでは、収集、搬入された資源物から異物除去や、選別・圧縮・梱包などの処理を行い、指定事業者や民間事業者に引き渡しています。

表 3-1-25 リサイクルセンターの資源物取扱量

(単位:t)

項目\年度		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
缶	スチール	18.7	18.8	16.5	16.2	17.8
	アルミ	10.9	10.9	10.6	14.5	9.7
	計	29.6	29.7	27.1	30.7	27.6
紙パック		1.7	1.7	1.5	1.6	1.6
段ボール		86.8	84.5	81.5	77.7	71.5
白色トレイ		2.0	2.3	2.1	2.3	2.9
紙包装		12.0	12.0	12.5	14.5	14.7
ビン※	無色	11.1	16.6	20.0	17.2	14.6
	茶色	30.6	33.6	18.0	18.0	17.8
	その他色	8.5	8.6	9.2	9.6	9.3
計		50.2	58.8	47.3	44.8	41.7
ペットボトル※		21.7	21.8	19.3	18.7	21.0
その他プラスチック※		68.9	68.8	71.3	66.8	62.9
雑誌		40.7	45.3	44.5	46.3	38.5
新聞紙		33.9	35.0	45.9	45.6	43.5
合計		347.5	359.7	353.1	349.2	325.8

※:ビン、ペットボトル、その他プラスチックは、公益財団法人容器包装リサイクル協会報告数値

### (2) 堆肥製造施設

堆肥製造施設の生ごみ堆肥取扱量を表 3-1-26 に示します。生ごみ堆肥取扱量は減少傾向を示しています。

表 3-1-26 堆肥製造施設の生ごみ堆肥取扱量

(単位:t)

項目\年度		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26	
津別町	収集	219.8	214.8	215.0	202.2	196.4	
	直接搬入	リサイクルセンター	20.4	19.0	18.4	11.6	3.0
		事業系	11.2	10.4	10.1	10.4	9.9
		家庭系	0.1	0.3	0.0	0.4	0.1
	計	31.8	29.8	28.5	22.3	13.0	
計	251.6	244.5	243.5	224.5	209.4		
大空町	268.7	295.3	320.0	297.5	294.0		
合計	520.3	539.9	563.5	522.0	503.4		

(3) ごみ焼却施設

本町では、燃やすごみについては平成22年4月より大空町に処理委託をしています。広域ごみ処理事業による燃やすごみ取扱量を表3-1-27に示します。

また、焼却処理に伴って発生する焼却灰については、本町相当分を引き受け、本町の最終処分場に埋立てをしています。

表 3-1-27 広域ごみ処理事業による燃やすごみ取扱量

(単位:t)

項目\年度		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
津別町		340.1	340.1	297.4	310.6	316.1
大空町	東藻琴	187.2	185.2	183.2	179.2	183.8
	女満別	409.3	397.2	406.8	425.5	425.4
計		596.4	582.3	590.1	604.7	609.3
合計		936.5	922.4	887.5	915.3	925.3

8 最終処分

本町の一般廃棄物最終処分場埋立処分地の廃棄物埋立実績を表3-1-28に示します。

本町の一般廃棄物最終処分場埋立処分地の残余容量は、平成27年8月現在で13,238 m<sup>3</sup>（最終覆土を含む埋立容量：30,000 m<sup>3</sup>）となっています。

表 3-1-28 最終処分場の埋立実績

項目	単位	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
埋めるごみ	t/年	515	487	511	531	476
粗大ごみ	t/年	11	10	10	9	9
焼却灰	t/年	67	41	45	52	33
脱水ケーキ	t/年	4	6	4	7	4
覆土量	t/年	437	385	214	269	202
合計	t/年	1,034	929	784	868	724
埋立容量	m <sup>3</sup> /年	1694	1522	1284	1422	1187



## 9 ごみ処理経費

ごみ処理経費は、年間約 110～130 百万円を費やしています。平成 25 年度までは増加傾向にありましたが、平成 26 年度は減少に転じています。また、ごみ処理経費に占める割合は、塵芥収集経費は全体の約 25%で推移しており、最終処分経費と焼却経費をあわせたごみ処理経費は全体の約 60%で推移しています。施設の維持管理にかかる修繕工事などにより変動はあるものの、その内訳は、最終処分経費が増加している一方、焼却経費が減少しています。

ごみ 1t 当たりの処理費及び収集人口 1 人当たりの処理費は、平成 25 年度までの増加から平成 26 年度は減少に転じており、平成 26 年度では、それぞれ 76 千円／t、22 千円／人となっています。

表 3-1-29 ごみ処理経費の状況

項目\年度		平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
ごみ 処理 経費 (千円)	塵芥収集経費	27,244	27,158	27,559	27,682	28,724
	委託料	27,131	27,158	27,559	27,682	28,724
	その他経費	113	0	0	0	0
	最終処分経費	31,106	37,410	42,057	52,458	42,599
	委託費	26,809	30,125	32,027	31,473	32,411
	その他経費	4,297	7,285	10,030	20,985	10,188
	焼却経費	31,260	30,834	34,028	26,878	22,726
	委託費	3,633	2,331	2,594	4,090	5,340
	その他経費	27,627	28,503	31,434	22,788	17,386
	リサイクル経費	11,433	10,927	11,082	12,643	11,985
	委託費	9,399	9,526	9,635	10,085	10,102
	その他経費	2,034	1,401	1,447	2,558	1,883
	生ごみ処理経費	4,245	4,449	7,010	4,147	3,946
	委託費	4,245	4,449	7,010	4,147	3,892
	その他経費	0	0	0	0	54
	その他の経費	4,689	5,555	5,792	6,167	4,576
その他経費	4,689	5,555	5,792	6,167	4,576	
合計	109,977	116,333	127,528	129,975	114,556	
ごみの総排出量(t/年)		1,695	1,606	1,590	1,590	1,500
ごみ1t当たりの処理費(千円/t)		65	72	80	82	76
ごみ収集人口(人)		5,759	5,591	5,474	5,296	5,167
1人当たりの処理費(千円/人)		19	21	23	25	22

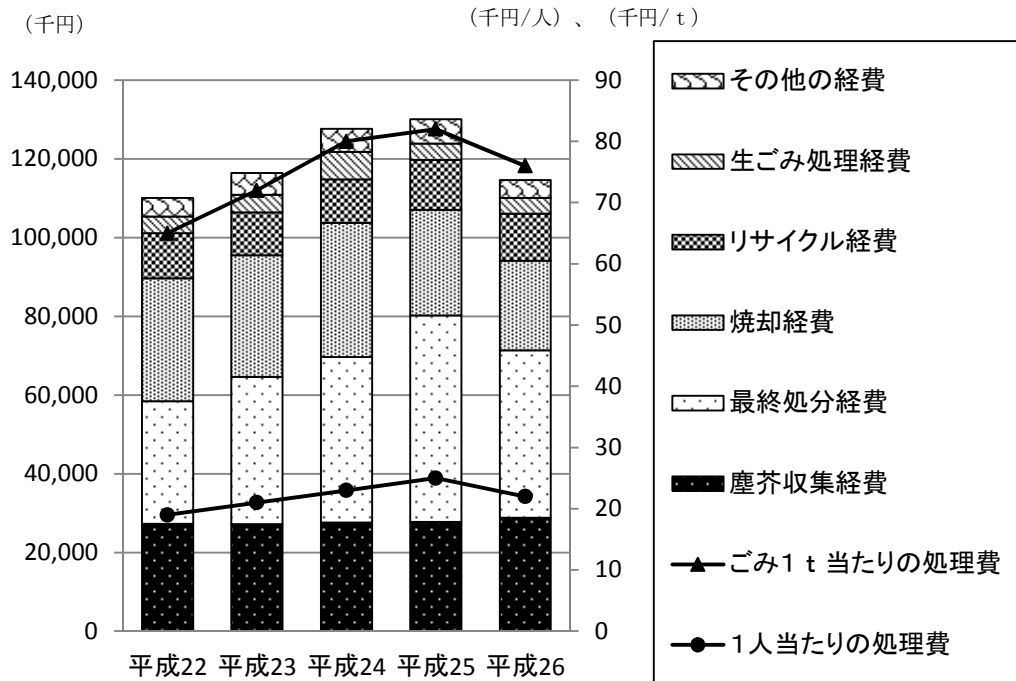


図 3-1-8 ごみ処理経費の状況

表 3-1-30 ごみ処理経費の割合

(単位：%)

項目\年度	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
塵芥収集経費	24.8	23.3	21.6	21.3	25.1
最終処分経費	28.3	32.2	33.0	40.4	37.2
焼却経費	28.4	26.5	26.7	20.7	19.8
リサイクル経費	10.4	9.4	8.7	9.7	10.5
生ごみ処理経費	3.9	3.8	5.5	3.2	3.4
その他の経費	4.3	4.8	4.5	4.7	4.0
合計	100	100	100	100	100

※端数処理の関係から合計が100%に合わない場合がある。

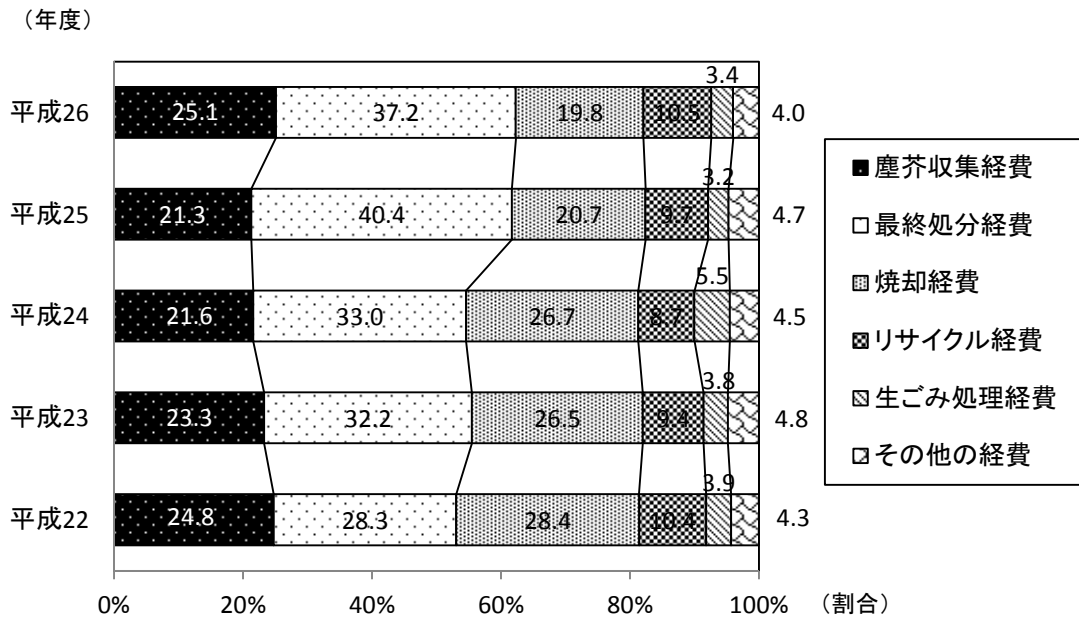


図 3-1-9 ごみ処理経費の割合

## 10 ごみ処理の評価

本町のごみ処理状況について、道内の類似した人口規模の市町村と比較・評価をした結果を表 3-1-31、図 3-1-10 に示します。比較方法は、環境省が取りまとめた公表している「一般廃棄物処理事業実態調査（平成 24 年度実績）」のデータを基にした「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」を用いました。

本町の 1 人 1 日平均排出量は、類似した人口規模（5,000 人以上～10,000 人未満）の市町村平均のほぼ 80%の量となっています。リサイクル率は、類似した人口規模の市町村平均よりも 1.5 倍高くなっています。本町の最終処分率は、類似した人口規模の市町村平均よりも 1.4 倍高くなっています。本町の 1 人当たりごみ処理経費及び最終処分減量に要する費用はともに、類似した人口規模の市町村平均より高くなっています。

表 3-1-31 ごみ処理状況の類似市町村との比較

標準的な指標	人口一人一日当たりごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率※ (t/t)	廃棄物のうち最終処分される割合 (t/t)	人口一人当たり年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に要する費用 (円/t)
平均	0.960	0.232	0.254	17,099	63,162
最大	3.409	0.612	0.917	48,321	328,367
最小	0.446	0	0	6,689	3,762
標準偏差	0.336	0.121	0.205	6,669	35,989
津別町実績	0.813	0.348	0.349	22,658	77,789
指数値	117.0	150.0	62.6	67.5	76.8

※RDF・セメント原料化等除く。

# 標準的な指標1 (指標値によるレダーチャート)

市町村名	北海道津別町	人口	5,509人
産業	北海道津別町	産業	74.9% 二次人口比率
		人口	52.2%

都市形態	町村
人口区分	5,000人以上~10,000人未満
産業構造	二次人口比率80%未満

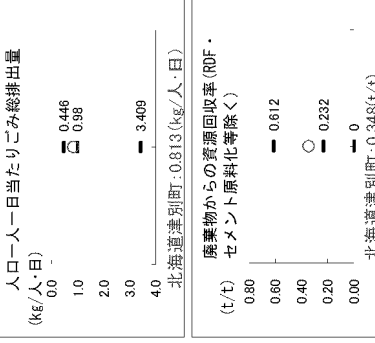
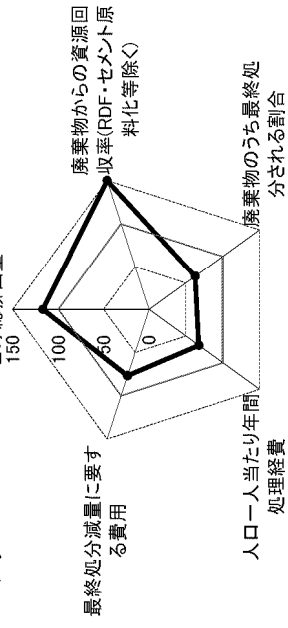
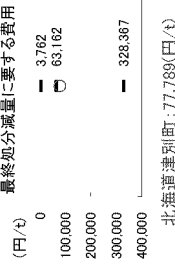
## 類似市町村数 179

## 北海道津別町

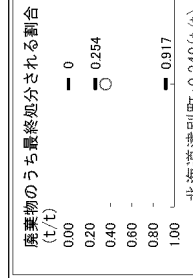
実績

平均

人口一人一日当たり  
ごみ総排出量



## 資料:平成24年度一般廃棄物処理実態調査結果



備考: エネルギー回収量及び温室効果ガスについては、データの把握状況が市町村によって異なるため、参考値として取扱って下さい。また、民間施設への委託分も指標には反映されていないことにご注意ください。

リサイクル率 = (直接資源化量 + 中間処理後再生利用量 + 集団回収量) ÷ (ごみ処理量 + 集団回収量)  
 最終処分率 = 最終処分量 ÷ (年間収集量 + 年間直接搬入量 + 集団回収量)

出典: 「廃棄物処理技術情報」、一般廃棄物処理事業実態調査結果 (平成23年度実績)、環境省ホームページ

図 3-1-10 ごみ処理状況の類似した人口規模の市町村との比較

## 11 ごみ処理の課題

### (1) 排出抑制・再資源化の課題

#### 【町民としての課題】

- ・1人1日平均排出量は道内の類似した人口規模の市町村を下回っており、また、リサイクル率は類似市町村平均を上回っていることから、資源を大切にする意義は町民に浸透していると考えられます。しかしながら、ごみ組成分析調査結果では、燃やすごみにビニールや合成樹脂、厨芥類で約5%、埋めるごみに紙・布類や厨芥類で約9%混入していることから、ごみの分別排出の徹底とともに、リサイクル活動の一層の促進に努める必要があります。
- ・しかしながら、ごみ発生量はほぼ横ばいで推移しており、1人1日当たりの年間処理費は道内の類似した人口規模の市町村を下回っています。循環型社会を形成していくため、かつごみ処理経費削減のためには、ごみ発生量そのものの抑制に取り組む必要があります。

#### 【事業者としての課題】

- ・廃棄物処理法第3条では、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」とされていることから、事業者の責務として、ごみの適正処理に努めるとともに、ごみの排出抑制・再資源化を促進する必要があります。

#### 【本町としての課題】

- ・ごみ処理行政の現状と進捗状況について情報を公開するなど、町民・事業者の資源循環への関心を高める啓発活動に取り組み、町民・事業者と連携した全町的な循環型社会形成の一層の促進に努める必要があります。
- ・排出抑制の取り組みなどの情報提供、資源物回収のための体制や取り組みの検討、教育的観点から集団回収支援体制の検討の必要があります。

### (2) 収集・運搬の課題

#### 【町民・事業者としての課題】

- ・ごみの分別排出の徹底を図り、処理施設への負担軽減、リサイクルの促進に努める必要があります。
- ・ごみの排出方法が定められているため、排出方法を厳守するとともに、ごみの分別徹底、排出量の削減に努める必要があります。
- ・家庭系収集ごみにあっては、ステーションの適切な運営に努める必要があります。

#### 【本町としての課題】

- ・ 町民の資源循環への意識を今後も維持するための啓発活動に取り組み、町民・事業者と連携した全町的なごみ減量、リサイクルの促進に努める必要があります。
- ・ 平成 17 年度より、「燃やすごみ」、「埋めるごみ」、「生ごみ」、「粗大ごみ」を有料による収集を行っており、ごみの減量化に効果を発揮していると考えますが、今後も引き続き排出状況を見守りながら、手数料の見直しや分別方法の変更などについて、町民などの理解に配慮しながら検討する必要があります。

### (3) 中間処理の課題

#### 【町民・事業者としての課題】

- ・ ごみの排出抑制・再資源化を促進するとともに、ごみ分別排出の徹底を図り、中間処理施設への負担を軽減する必要があります。

#### 【本町としての課題】

- ・ 燃やすごみについては、平成 22 年 4 月より大空町に焼却処理委託をしていますが、委託料の縮減を念頭に、ごみ発生量の抑制など対策の必要があります。
- ・ また、燃やすごみの焼却処理委託をしている大空町一般廃棄物焼却処理施設は稼働後 30 年以上を経過しているため老朽化が進み、ごみの安定処理に不安があります。関係部署と連携を図りながら、今後の対応を検討する必要があります。
- ・ 津別町リサイクルセンターは供用開始後 16 年を経過し施設設備の老朽化が著しくなっており、設置したプラスチック圧縮機、ペットボトル圧縮機、発泡破碎機、発泡溶融機等の故障も頻発しています。これまでは部分的な修繕で対応できましたが、万全な処理体制や資源化率向上のためにも年次計画による整備や更新を検討する必要があります。

### (4) 最終処分の課題

#### 【町民・事業者としての課題】

- ・ 最終処分量を削減するため、ごみの排出抑制・再資源化に努める必要があります。

#### 【本町としての課題】

- ・ 最終処分場は、今後も適正な管理を継続する必要があります。
- ・ 最終処分場は、計画上平成 27 年 4 月までの使用期間としていましたが、調査の結果、残余容量が 5 年分と推計されました。本町のごみ処理を考えた場合、1 年でも長く使用できる施設として維持することが不可欠であるため、埋めるごみの減量化の促進や埋立物からの資源化に努めるとともに、新最終処分場の整備を念頭に、

関係部署と連携を図って今後の在り方について検討する必要があります。

## (5) その他の課題

### ① 災害廃棄物について

大規模地震や水害等の災害などにより、ごみ処理を一時的に停止せざるを得ない場合や、緊急的にごみが急増した場合に備えて、災害ごみの仮置きや処理体制について検討する必要があります。

### ② 不適正処理・不法投棄対策について

不適正処理については、今後、高齢化が進むにつれ、在宅介護や在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物（以下「在宅医療廃棄物」といいます。）の増加が懸念されます。本町では、在宅医療廃棄物は処理できないものとしていますので、かかりつけの病院などの医療機関へ戻すよう指導をする必要があります。

不法投棄対策として、巡回パトロールの実施やごみの適正処理について、町民や事業者の啓発を行う必要があります。また、警察機関や地域住民と連携を図って監視体制を強化する必要があります。



## 第2節 ごみ処理行政の動向

### 1 循環型社会の形成推進のための国の施策体系

循環型社会の形成推進のための国の施策体系は、図 3-2-1 のとおりです。

主な法律、計画の概要は、次のとおりです。

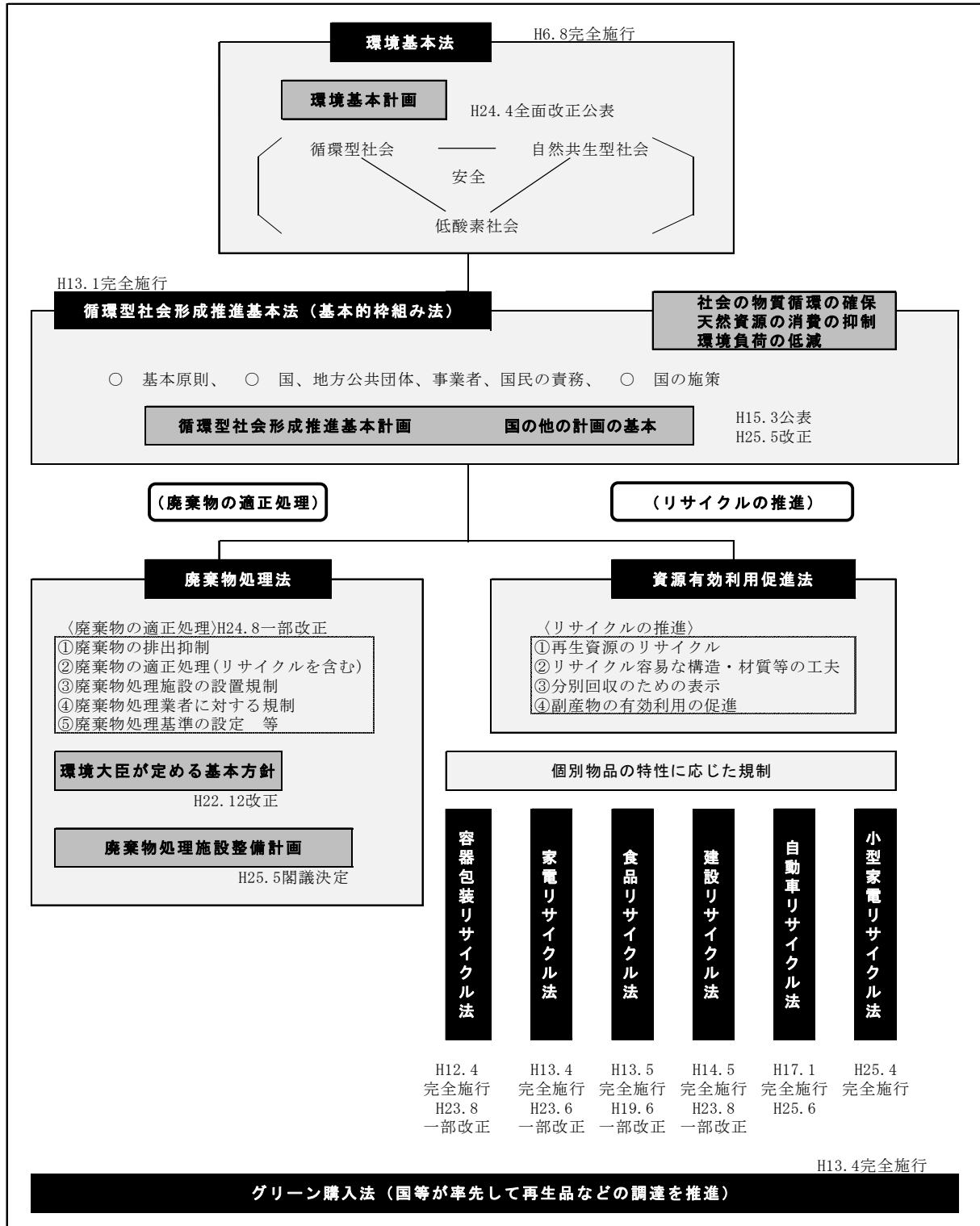


図 3-2-1 循環型社会の形成の推進のための国の施策体系

(1) 環境基本法

名 称	環境基本法
公 布	平成 5 年 11 月
最 終 改 正	平成 24 年 6 月
目 的	第一条 この法律は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。
基 本 理 念	① 環境の恵沢の享受と継承等 ② 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等 ③ 国際的協調による地球環境保全の積極的推進

(2) 第四次環境基本計画

名 称	環境基本計画
根 拠 法	環境基本法 第十五条 政府は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。
当 初 策 定	平成 6 年 12 月
最 終 改 正	平成 24 年 4 月(第四次環境基本計画)
環 境 政 策	1 優先的に取り組む重点分野 ① 経済・社会のグリーン化とグリーン・イノベーションの推進 ② 国際情勢に的確に対応した戦略的取組の推進 ③ 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進 ④ 地球温暖化に関する取組 ⑤ 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組 ⑥ 物質循環の確保と循環型社会の構築 ⑦ 水環境保全に関する取組 ⑧ 大気環境保全に関する取組 ⑨ 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組 2 震災復興、放射性物質による環境汚染対策
「物質循環の確保と循環型社会の構築」分野における重点的取組事項	① 「質」にも着目した循環資源の利用促進・高度化 ② 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組 ③ 2Rを重視したライフスタイルの変革 ④ 地域循環圏の形成 ⑤ 循環分野における環境産業の育成 ⑥ 安全・安心の観点からの取組の強化 ⑦ 国際的な取組の推進

(3) 循環型社会形成推進基本法

名 称	循環型社会形成推進基本法
公 布	平成 12 年 6 月
最 終 改 正	平成 24 年 6 月
目 的	第一条 この法律は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。
循環型社会の定義	第二条 この法律において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分（廃棄物（ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のものをいう。以下同じ。）としての処分をいう。以下同じ。）が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。

(4) 循環型社会形成推進基本計画

名 称	循環型社会形成推進基本計画
根 拠 法	循環型社会形成推進基本法 第十五条 政府は、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する基本的な計画（以下「循環型社会形成推進基本計画」という。）を定めなければならない。
当 初 策 定	平成 15 年 3 月
最 終 改 正	平成 25 年 5 月（第 3 次循環型社会形成推進基本計画）
基 本 的 方 向	1. 質にも着目した循環型社会の形成 ① 2Rの取り組みがより進む社会経済システムの構築 ② 使用済み製品からの有用金属の回収と水平リサイクル等の高度なりサイクルの推進 ③ 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築 ④ 災害時の廃棄物処理システムの強化 ⑤ 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組と地域循環圏の高度化 ⑥ 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への活用 2. 国際的取組の推進 3. 東日本大震災への対応
取 組 指 標 （ 一 般 廃 棄 物 ）	平成 32 年度目標 ① 「1人1日当たりのごみ排出量（計画収集量、直接搬入量、集団回収量を加えた一般廃棄物の排出量を、1人1日当たり換算）」を平成 12 年度比で約 25%減（約 890g/人日）とする。 ② 集団回収量、資源ごみ等を除いた値を「1人1日当たり家庭から排出するごみの量」とし、平成 12 年度比で約 25%減（約 500g/人日）とする。 ③ 事業系ごみ排出量を、平成 12 年度比で約 35%減とする。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

名 称	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)
公 布	昭和 45 年 12 月
最 終 改 正	平成 24 年 8 月
目 的	第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。
一 般 廃 棄 物 処 理 計 画	<p>第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(以下「一般廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。</p> <p>2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み</li> <li>二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項</li> <li>三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分</li> <li>四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項</li> <li>五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項</li> </ul> <p>3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。</p> <p>4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。</p>

(6) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

名 称	廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針
根 拠 法	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の二</p> <p>環境大臣は、廃棄物の排出の抑制、再生利用等による廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。</p>
当 初 策 定	平成 13 年 5 月
最 終 変 更	平成 28 年 1 月
一 般 廃 棄 物 の 減 量 化 の 目 標 量	<p>平成 32 年度目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①排出量 平成 24 年度比約 12%削減</li> <li>②再生利用率 約 21%(平成 24 年度)から約 27%に増加</li> <li>③最終処分量 平成 24 年度比約 14%削減</li> </ul>

## (7) 廃棄物処理施設整備計画

名 称	廃棄物処理施設整備計画
根 拠 法	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の三</p> <p>環境大臣は、廃棄物処理施設整備事業(廃棄物の処理施設の整備に関する事業で政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の計画的な実施に資するため、基本方針に即して、五年ごとに、廃棄物処理施設整備事業に関する計画(以下「廃棄物処理施設整備計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p>
当 初 策 定	平成 15 年 10 月
最 新 計 画	平成 25 年 5 月
重 点 目 標	<p>平成 29 年度目標</p> <p>①ごみのリサイクル率 22%(H24 見込み)→26%(H29)</p> <p>②一般廃棄物最終処分場の残余年数 平成 24 年度の水準(20 年分)を維持する。</p> <p>③期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値 16%(H24 見込み)→21%(H29)</p> <p>④浄化槽処理人口普及率 9%(H24 見込み)→12%(H12)</p>

## (8) 資源の有効な利用の促進に関する法律

名 称	資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)
公 布	平成 3 年 4 月
最 終 改 正	平成 25 年 5 月
目 的	<p>第一条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>
概 要	<p>1)事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、2)製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制(リデュース)対策や、3)回収した製品からの部品等の再使用(リユース)対策を新たに講じ、また産業廃棄物対策としても、副産物の発生抑制(リデュース)、リサイクルを促進することにより、循環型経済システムの構築を目指す。</p>

## 2 北海道の計画

### (1) 北海道廃棄物処理計画

名 称	北海道廃棄物処理計画			
根 拠 法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第五条の五 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県の区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画(以下、「廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。			
当 初 策 定	平成 13 年 12 月			
最 終 改 定	平成 27 年 3 月(北海道廃棄物処理計画 [第4次])			
適正処理に関する 目 標 (一般廃棄物)	項 目	区 分	現 状 (平成 24 年度)	目 標 (平成 31 年度)
	(1) 排出抑制	一般廃棄物の排出量	2,013 千トン	1,800 千トン(約 11%削減) 以下
		1人1日当たりのごみ排出量	1,004g/人・日	940g/人・日 以下
		1人1日当たり家庭から排出するごみの量	622g/人・日	590g/人・日 以下
	(2) 適正な循環的利用	一般廃棄物のリサイクル率	23.6%	30% 以上
	(3) 適正処分の確保	一般廃棄物の最終処分量	402 千トン	290 千トン(約 28%削減) 以下
(4) バイオマスの利活用 (産業廃棄物を含む)	廃棄物系バイオマス利活用率 (排出量ベース(炭素換算量))	86%	88% 以上	

## 3 本町の条例

### (1) 津別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例

名 称	津別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例
制 定	平成 9 年 3 月
最 終 改 正	平成 25 年 12 月
目 的	第 1 条 この条例は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、本町における廃棄物の排出を抑制し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、もって町民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。
概 要	町民の責務、事業者の責務、町の責務、廃棄物減量等推進審議会の設置及び組織、清潔の保持、一般廃棄物処理計画、一般廃棄物の収集及び処理、一般廃棄物の処理手数料、町が処理する産業廃棄物、多量排出事業者へに対する指示、改善勧告、一般廃棄物処理業の許可、許可手数料、報告の徴集、立入検査などについて定めている。

(2) 津別町一般廃棄物処理施設条例

名 称	津別町一般廃棄物処理施設条例
制 定	平成 13 年 3 月
最 終 改 正	平成 24 年 9 月
目 的	第 1 条 この条例は、町内において排出される廃棄物の適正な処理及び減量化並びに資源化を図るため、津別町一般廃棄物処理施設を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。
概 要	名称及び位置、処理施設の管理、業務の委託、使用者の義務、使用の制限と停止、損害賠償、公表、委任などについて定めている。

(3) その他条例施行規則、要綱など

- 津別町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則
- 津別町一般廃棄物処理施設条例施行規則
- 津別町指定ごみ処理券の交付及び一般廃棄物処理手数料の収納に関する取扱要綱

### 第3節 ごみ処理基本計画

#### 1 ごみ処理の基本方針

本町では、ごみ処理の基本方針として、以下の項目を掲げます。

##### 【基本方針1】 資源循環の推進

町民の資源循環への関心をより高める啓発活動に取り組み、町民・事業者と連携した全町的なごみの排出抑制、分別収集とリサイクル活動の一層の促進に努めます。

##### 【基本方針2】 廃棄物の適正処理

減量化・資源化を行っても、なお廃棄物として排出されるごみについては、ごみ処理施設において技術的、経済的に可能な限り資源化を行い、最終的に残ったものについて埋立てによる最終処分を行います。

ごみ処理施設にあっては、適切に維持管理を進めていきます。

#### 2 ごみ発生量及び処理量の見込み

##### (1) 将来人口

本計画では、上位計画にある、「津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定に資する「津別町人口ビジョン」で算定された予測値を将来人口として用います。

なお、予測値の算出は平成27年度から5年毎のため、その間は直線補完をし設定しています。

表 3-3-1 本町の将来人口

年度	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34
人口（人）	5,136	5,055	4,974	4,893	4,812	4,731	4,651	4,571
年度	平成35	平成36	平成37	平成38	平成39	平成40	平成41	平成42
人口（人）	4,491	4,411	4,331	4,254	4,177	4,099	4,022	3,945

##### (2) 計画ごみ量

本町の計画ごみ量を表 3-3-2 に示します。なお、ごみ量の将来予測については、資料編に記載することとします。



表 3-3-2 本町の計画ごみ量

項 目		単位	予 測					
			平成26	平成32	平成37	平成42		
計画処理区域内人口		人	5,167	4,731	4,331	3,945		
一般廃棄物	収集ごみ	燃やすごみ	t/年	228	183	151	125	
		埋めるごみ	t/年	225	196	179	163	
		粗大ごみ	t/年	9	8	7	6	
		生ごみ	t/年	196	152	141	128	
		資源物	t/年	305	265	242	220	
		収集ごみ 合計	t/年	963	804	720	642	
		1人1日平均収集ごみ量	g/人日	511	466	455	446	
		家庭系ごみ	直接搬入ごみ	燃やすごみ	t/年	15	16	16
	埋めるごみ			t/年	171	171	156	141
	生ごみ			t/年	1	1	1	1
	資源物			t/年	12	12	12	12
	直接搬入ごみ 合計		t/年	199	200	185	170	
	家庭系ごみ	燃やすごみ	t/年	243	199	167	141	
		埋めるごみ	t/年	396	367	335	304	
		粗大ごみ	t/年	9	8	7	6	
		生ごみ	t/年	197	153	142	129	
		資源物	t/年	317	277	254	232	
	家庭系ごみ 合計	t/年	1,162	1,004	905	812		
	1人1日家庭系ごみ排出量		g/人日	616	581	572	564	
	1人1日家庭系ごみ排出量(資源物を除く)		g/人日	448	420	411	402	
	事業系ごみ	直接搬入ごみ	燃やすごみ	t/年	73	69	70	69
			埋めるごみ	t/年	80	80	80	80
			生ごみ	t/年	12	11	11	11
			資源物	t/年	33	30	27	25
		直接搬入ごみ 合計	t/年	198	190	188	185	
	事業系ごみ 合計		t/年	198	190	188	185	
	家庭系事業系ごみ	直接搬入ごみ	燃やすごみ	t/年	88	85	86	85
埋めるごみ			t/年	251	251	236	221	
生ごみ			t/年	13	12	12	12	
資源物			t/年	45	42	39	37	
直接搬入ごみ 合計		t/年	397	390	373	355		
集団回収量		t/年	140	140	140	140		
直接搬入ごみ	燃やすごみ	t/年	316	268	237	210		
	埋めるごみ	t/年	476	447	415	384		
	粗大ごみ	t/年	9	8	7	6		
	生ごみ	t/年	209	164	153	140		
	資源物	t/年	350	307	281	257		
収集ごみ直接搬入ごみ 合計		t/年	1,360	1,194	1,093	997		
一般廃棄物 合計		t/年	1,500	1,334	1,233	1,137		
1人1日平均一般廃棄物総排出量		g/人日	795	773	780	790		
総資源化量		t/年	747	611	574	537		
リサイクル率		%	49.8	45.8	46.6	47.2		

### 3 排出抑制・再資源化計画

#### (1) 基本方針

ごみの発生を抑制し、排出量の削減を図るとともに、資源ごみの分別排出の徹底を図り循環型社会の形成を推進します。

#### (2) ごみの排出抑制・再資源化目標

本町におけるごみの排出抑制・再資源化目標を表 3-3-3~4 に示します。

本町は、平成 26 年度現在、ごみ排出量、リサイクル率ともに国及び北海道の目標値を達成しており、かつ、ごみ排出量は減少傾向にあります。

国が示す廃棄物処理法に基づく基本方針による廃棄物の減量化に即するため、現在の施策を継続するとともに、生ごみの水切りの徹底や紙類・プラスチック等の再生利用などを指導し、ごみ減量・リサイクルに対する町民・事業者の協力を仰ぐことで、目標達成を目指すものとします。

表 3-3-3 ごみの排出抑制・再資源化目標

項 目	現 況 (平成 26 年度)	目標年次 (平成 42 年度)
1 人 1 日平均総排出量	795g/人日	790g/人日以下
1 人 1 日当たり家庭から排出するごみの量 <sup>※1</sup>	448g/人日	402g/人日以下
1 人 1 日平均収集ごみ量	511g/人日	446g/人日以下
リサイクル率	49.8% <sup>※2</sup>	47%以上

※1: 資源化するごみ(生ごみと資源物)を除きます。

※2: 最終処分場における破碎処理後の資源回収分を含みます。

表 3-3-4 国・道の排出抑制・再資源化目標との比較

	津別町(本計画)	国	北海道
目標年次	平成 42 年度	平成 32 年度	平成 31 年度
1 人 1 日当たりのごみ排出量 (一般廃棄物総排出量)	790g/人日以下	約 890 グラム	940 グラム以下
1 人 1 日当たり家庭から排出するごみの量 <sup>※1</sup>	402g/人日以下	約 500 グラム	590 グラム以下
1 人 1 日平均収集ごみ量	446g/人日以下	—	—
リサイクル率	47%以上	27%以上	30%以上

※1: 資源化するごみ(生ごみと資源物)を除きます。

(3) ごみの排出抑制・再資源化のための方策

本町においては、ごみの排出抑制・再資源化のため、町民の資源循環への関心をより高める啓発活動に取り組み、町民・事業者と連携した全町的な分別収集とリサイクル活動の一層の促進に努めます。主な取組施策の事例は表 3-3-3 に示すとおりで、本町の状況を勘案して取り組む施策を検討します。

表 3-3-3 ごみの排出抑制・再資源化のための主な施策の事例

町民の役割	事業者の役割	町(行政)の役割
<b>排出抑制</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○過剰包装・使い捨て容器の自粛</li> <li>○食品ロスの削減</li> <li>○生ごみの水切りの徹底</li> <li>○生ごみの自家処理推進</li> <li>○マイバッグの持参</li> <li>○環境配慮型製品の購入</li> <li>○修理による長期間使用</li> <li>○レンタル・リース商品の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○過剰包装・使い捨て容器の自粛</li> <li>○ばら売りや量り売りの推進</li> <li>○レジ袋の削減</li> <li>○環境配慮型製品の製造・販売</li> <li>○製品の長寿命化やアフターサービス体制の整備</li> <li>○生ごみの自家処理・有効活用</li> <li>○農業系廃棄物の減量化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○マイバッグ持参運動の啓発・推進</li> <li>○ごみ処理手数料の見直し</li> <li>○スーパー・小売店に対し、レジ袋の削減、過剰包装の自粛やトレイ等の回収促進の呼びかけ</li> <li>○事業者として自らも排出抑制策を実施</li> </ul>
<b>再資源化・再使用</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○再生品の購入</li> <li>○分別排出の徹底</li> <li>○集団回収の促進</li> <li>○店舗回収等の利用</li> <li>○下取りサービスの活用</li> <li>○フリーマーケットの活用</li> <li>○リサイクルショップの活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再生品の販売・利用</li> <li>○分別排出の徹底</li> <li>○廃食用油の回収・有効利用</li> <li>○製造業者や流通業者による自主回収・資源化の促進</li> <li>○包装材・梱包材の再使用</li> <li>○資源化・リサイクル施設の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○回収業者に関する情報を収集し、各種団体に情報提供</li> <li>○社会福祉施設、ホテル等での生ごみ堆肥化・有効利用</li> <li>○分別排出徹底の指導</li> <li>○環境配慮型製品の購入</li> <li>○公共施設内での資源物回収</li> <li>○トナーカートリッジやビン類など引取りルートがあるものは回収協力店で引き取ってもらうよう徹底する</li> <li>○集団回収の促進・補助制度の導入</li> </ul>
<b>教育・啓発活動、広報、その他</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域単位や団体における学習会の開催</li> <li>○ごみ処理施設の見学会への参加</li> <li>○ライフスタイルの見直し</li> <li>○町民間での情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○廃棄物に関する従業員教育の実施</li> <li>○イベント会場におけるリユース食器の利用等</li> <li>○ISO14001 やエコアクション 21 の導入など環境全般への配慮・取組</li> <li>○事業者間での情報交換</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ごみの出し方に関するパンフレット・カレンダーの配布</li> <li>○学校・地域単位で副読本やビデオ等を活用して社会意識を育成</li> <li>○広い世代に対するごみ処理施設の見学会の開催</li> <li>○広報やインターネットによるごみ減量化・再生利用・分別情報の提供</li> <li>○一般廃棄物排出事業者に対して減量化・資源化への取り組みを啓発・指導</li> <li>○ごみの減量化に積極的に取り組んでいる事業所を広報等で紹介</li> <li>○事業系廃棄物の自己処理の促進、資源化ルートの開拓、過剰包装の抑制、再生資源の利用について啓発・指導</li> <li>○多量排出事業者に対する減量化計画等の策定依頼</li> <li>○各種団体への出前説明会の実施</li> <li>○イベント会場におけるリユース食器の利用等を啓発</li> <li>○環境に配慮した公共事業の発注</li> </ul>

#### 4 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

##### (1) ごみの分別収集区分

ごみの分別収集区分については、表 3-3-4 に示します。

ごみ質やごみ量の変化、受け入れ体制の変更などの状況が大きく変化した場合は、効率的・効果的な収集・運搬体制を検討し、適宜見直しを行います。

表 3-3-4 ごみの分別区分、収集方法

区 分	排出方法	収集方法	収集頻度
燃やすごみ	赤色文字の指定袋	ステーション方式	週1回
埋めるごみ	青色文字の指定袋		月2回
生ごみ	緑色文字の指定袋		市街地:週2回 農村部:週1回
粗大ごみ	粗大ごみ処理券	戸別収集	申込制
資源物	透明・半透明の袋	ステーション方式	市街地:月2回 農村部:月1回
その他のプラスチック			

##### (2) 事業系一般廃棄物

廃棄物処理法第3条には、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めています。

しかし、本町内の事業所は、比較的小規模の事業所が多いため、事業系一般廃棄物を家庭系ごみと同様に分別排出し、直接搬入することで、ごみ処理施設への受け入れを行っています。今後も継続して事業系一般廃棄物の受け入れを行うと同時に、事業者へは、ごみの処理処分ルートを見つけることや、排出抑制や再生利用についての指導を行います。

##### (3) 小型家電製品

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が平成25年4月に施行され、デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等も冷蔵庫、テレビ、エアコンなどと同様に、再資源化が促進されることになりました。小型家電のリサイクルについては、市町村の責務として、「小型家電を分別収集し、認定業者に引き渡す」ことになっています。本町では、現在、津別町役場内に回収ボックスを設置して拠点回収を行っています。今後は、これを継続しつつ、将来的に拠点の拡大などを検討していきます。小型家電のリサイクルについては、まだ開始されたばかりであり、今後、再資源化ルートの確立状況や他自治体の導入状況など情報を集め、回収方法など検討していきます。

#### (4) 在宅医療廃棄物

今後、高齢化が進むにつれ、在宅医療に伴い家庭から排出される在宅医療廃棄物の増加が懸念されます。在宅医療廃棄物の処理の在り方については、「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について」(平成17年9月8日、環廃対発 050908003号・環廃産発 050908001号)において、最も望ましい方法として以下の方法が考えられるとしています。

注射針等の鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み、感染性廃棄物として処理する。その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する。

本町では、在宅医療に使用した注射器・注射針等については、かかりつけの病院など医療機関へ戻すよう指導しています。その他の在宅医療廃棄物については、本町はごみとして収集を行います。

#### (5) 本町が受け入れないごみ

表3-3-5に示すごみについては、本町のごみ処理施設では処理を行いません。

受け入れない詳細な品目については、「ごみ分別辞典」に掲載して指導しています。今後も、これまでどおり、受け入れないごみとその対処方法の周知と指導を行います。

表 3-3-5 本町が処理できないもの

項 目	内 容
家電	家電リサイクル法に係るテレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
パソコン	デスクトップパソコン本体、ノートパソコン、ブラウン管ディスプレイ、液晶ディスプレイ
処理が困難なもの	バッテリー、タイヤ、ガソリン、灯油、オイル、廃油、農薬(除草剤)などの化学薬品、塗料、消火器、発煙筒、ピアノ、注射器・注射針、ドラム缶・ガスボンベ(ペール缶18ℓ以上)、スクーター・オートバイ、灯油タンク・ポリタンク、ボイラーなど
産業廃棄物	事業活動に伴って出るごみ

## 5 収集・運搬計画

### (1) 基本方針

分別排出の周知徹底を図るとともに、排出されたごみの収集・運搬を安全かつ衛生的に実施します。

### (2) ごみの収集対象区域

ごみの収集対象区域は、本町の行政区域内全域とします。

### (3) ごみ収集・運搬の機材

ごみの収集・運搬業務は、表 3-3-6 に示します。

ごみ質やごみ量の変化、受け入れ体制の変更などの状況が大きく変化した場合は、効率的収集・運搬体制を検討し、必要に応じて見直しを行います。ごみの収集・運搬車両を更新する際には、低公害車の導入を委託業者に勧めるようにします。

表 3-3-6 ごみの分別区分、収集方法

車種	型式	台数	収集対象	運営形態
パッカー車	4t車	3台	燃やすごみ	委託
			埋めるごみ	
			その他のプラスチック	
			生ごみ	
平ボディー車	2t車	1台	資源物	
			粗大ごみ	

## 6 中間処理計画

### (1) 基本方針

収集されたごみは、中間処理施設において適切に処理を行います。中間処理施設では、極力資源化を行い、資源化できないものについては減量化・減容化を図り、最終処分場への負担を軽減します。また、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるための方策を講じるとともに、住民啓発の拠点として活用します。

そのために、必要な中間処理施設の整備を検討します。

### (2) 中間処理の方法

中間処理の方法を表 3-3-10 に示します。

「燃やすごみ」については、大空町一般廃棄物焼却施設において焼却処理委託を行います。「資源物、その他プラスチック」については、津別町リサイクルセンターにおいて選別・圧縮・梱包等処理を、「生ごみ」については、津別町堆肥製造施設において堆肥化を行います。また、「埋めるごみ」及び「粗大ごみ」とそれぞれの施設で出た焼却灰、不燃物等の残渣については、津別町一般廃棄物最終処分場において埋立処分をします。

表 3-3-10 中間処理の方法

ごみの種別	処理方法	中間処理施設	処理主体
燃やすごみ	焼却	大空町一般廃棄物焼却施設	大空町 (委託処理)
埋めるごみ	直接埋立	津別町一般廃棄物最終処分場	津別町
粗大ごみ	直接埋立 (一部破碎選別)		
生ごみ	堆肥化	津別町堆肥製造施設	津別町
資源物	選別、圧縮、梱包等	津別町リサイクルセンター	津別町
その他プラスチック			

津別町クリーンセンターは、燃やすごみの直接搬入の受入施設として、また、動物死骸の減容処理を行っていますが、最終処分場周辺への集約について計画しています。

### (3) 中間処理施設の整備

本町では、新たな中間処理施設の整備は計画していませんが、燃やすごみの処理委託をしている大空町一般廃棄物焼却施設は稼働後 30 年以上が経過しており老朽化が進行していることから、関係部署と連携をとりながら、施設整備の検討をしていく必要があります。

本町の中間処理施設は、津別町リサイクルセンターは稼働後 15 年以上を、津別町堆肥化施設は稼働後 12 年以上をそれぞれ経過しており、施設設備の老朽化が進行しています。今後も所定の性能を維持していくためには、維持管理に要する費用等が増大することが見込まれると同時に、施設の機能面で、環境保全や処理能力等が将来の社会情勢の変化に答えられなくなっていくことが懸念されます。また、津別町クリーンセンターは稼働後 22 年以上を経過し、焼却施設は平成 22 年 4 月より休止中であり、施設設備の老朽化が顕著になっており、施設の維持管理や安全面で適切に対応できなくなっていくことが懸念されます。そのため、関係部署と連携を図って、施設の廃止や施設整備の検討を進める必要があります。

さらに、津別町クリーンセンターは、燃やすごみの直接搬入の受付場所として、また、動物死骸減容設備としての用途としていることから、新規最終処分場の整備にあわせて、機能の集約化や役割の収れんをする必要があります。

### (4) 中間処理施設の維持管理

中間処理施設は、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えることに努めます。また、施設の長寿命化を図るため、必要に応じた点検整備や補修等を実施し、適正な維持管理を行います。

### (5) 住民啓発

町民全般を対象とする中間処理施設の見学会を開催するなど、中間処理施設を住民啓発に活用します。



## 7 最終処分計画

### (1) 基本方針

本町の中間処理施設で資源化・減量化を行った後、発生する残渣については、本町の最終処分場において埋立処分します。

最終処分場は、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えることに努めるとともに、住民啓発に活用します。

### (2) 最終処分の方法

本町の中間処理施設で資源化・減量化を行った後、発生する残渣については、本町最終処分場において埋立処分します。

### (3) 最終処分場の維持管理

本町では、環境に対する影響・負荷を最小限に抑えるため、津別町一般廃棄物最終処分場埋立地と浸出水処理施設を適正に管理します。

### (4) 最終処分場の整備

現在の最終処分場の残余容量がひっ迫しており、平成32年度中に残余容量がゼロとなる見込みであるため、軽微変更による延命化と新規最終処分場の整備を検討します。

新たに整備する最終処分場の埋立容量の推計を表3-3-11に示します。新規最終処分場は、平成33年度から埋立開始するものとし、埋立期間は15年で、埋立容量は約12,000 m<sup>3</sup>（最終覆土は含んでいない。）を想定しています。

表 3-3-11 新規最終処分場の埋立容量

年 度	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37	平成38	平成39
埋立物合計 (t/年)	660	652	644	635	627	618	611
埋立物合計 (m <sup>3</sup> /年)	772	763	753	743	733	722	714
覆土 (m <sup>3</sup> /年)	104	103	101	100	99	98	96
計 (m <sup>3</sup> /年)	876	866	854	843	832	820	810
累計 (m <sup>3</sup> )	876	1,742	2,596	3,439	4,271	5,091	5,901
年 度	平成40	平成41	平成42	平成43	平成44	平成45	平成46
埋立物合計 (t/年)	602	592	584	571	558	544	532
埋立物合計 (m <sup>3</sup> /年)	704	693	683	668	652	636	622
覆土 (m <sup>3</sup> /年)	95	93	92	90	88	86	84
計 (m <sup>3</sup> /年)	799	786	775	758	740	722	706
累計 (m <sup>3</sup> )	6,700	7,486	8,261	9,019	9,759	10,481	11,187

※最終覆土は含んでいない。

## (5) 情報公開

廃棄物処理法改正（平成 23 年 4 月 1 日施行）において、廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表が義務付けられました。本町では、津別町一般廃棄物最終処分場に埋め立てた廃棄物の種類や量、水質の測定結果など施設の運営管理状況について、本町のホームページなどで情報公開をします。

## (6) 住民啓発

最終処分場についても、町民全般を対象とする施設の見学会を開催し、住民啓発の拠点として活用します。

## 8 施設整備の施策

### (1) 施設整備に関する事項

新たに整備する最終処分場の概要を表 3-3-12 に示します。

表 3-3-12 新規最終処分場の概要

埋立対象物	埋めるごみ、粗大ごみ、焼却灰、浸出水処理施設脱水汚泥
埋立地規模	埋立容量:約 12,000 m <sup>3</sup> (最終覆土は含んでいない。)
その他施設	浸出水処理施設、浸出水調整池等

### (2) 概算整備事業費

新規最終処分場の概算整備事業費を表 3-3-13 に示します。

表 3-3-13 新規最終処分場概算整備事業費

工 種	概算事業費
土木(造成)工事	400 百万円
浸出水処理施設工事	600 百万円
合 計	1,000 百万円

※消費税相当額は含んでいない。

### (3) 概略実施スケジュール

新規最終処分場の整備に関わる概略実施スケジュールを表 3-3-14 に示します。

表 3-3-14 新規最終処分場整備スケジュール

年 度	内 容
平成 28 年度	循環型社会形成推進地域計画
平成 29 年度	測量、地質調査、生活アセス、基本設計
平成 30 年度	生活アセス(前年度継続)、実施設計
平成 31 年度	建設工事(1年目)
平成 32 年度	建設工事(2年目)
平成 33 年度	埋立開始

## 9 ごみ処理に関するその他の計画

### (1) 災害廃棄物対策

災害時に発生する廃棄物の処理や災害などにより、一時的に町内や広域でのごみ処理等が不可能となった場合に備えて、災害廃棄物の臨時集積場所などを検討します。

また、大規模な地震や水害等の災害時に大量に発生すると想定される災害廃棄物について、円滑かつ適正に処理できる体制を検討します。

### (2) 不適正処理・不法投棄対策

ごみの適正処理について町民及び事業者への啓発を行うとともに、不法投棄対策として防止巡回パトロールの実施など、警察機関や地域住民と連携を図って監視体制を強化します。

## 第4章 生活排水処理基本計画

### 第1節 生活排水処理基本計画策定の趣旨

#### 1 生活排水処理に係る理念・目標

本町は、東から東南部は阿寒・屈斜路両カルデラの外輪山地、北から南西部は北見に隣接する町界山地、これらの山々に囲まれた扇状に広がる河川流域の平地にある自然豊かな町です。阿寒カルデラの外輪山に位置する釧北峠に源を発する網走川とサマツケヌプリ近くに源を発する津別川が中央地域を流れ、良好な水環境が保たれています。こうした環境の中、本町では、町民の生活環境の保全、公衆衛生の向上において下水道や農業集落排水事業の整備や合併処理浄化槽の導入を進めてきました。しかし、下水道等の未接続やくみ取りし尿・生活雑排水が未処理である世帯が未だ残っており、河川等への水質汚濁が懸念されます。そこで、本町は、豊かな自然環境を残した美しい郷土と快適な生活環境の創出を進めるために、町民に対し生活雑排水対策についての意識啓発を行い、河川への汚濁負荷低減、生活排水処理率の向上を目指します。

#### 2 生活排水処理の基本方針

生活排水対策の基本として、環境保全への関心を高める啓発活動と下水道等への接続、合併処理浄化槽設置の支援を促進します。生活排水処理施設整備の基本方針は、次のとおりとします。

##### (1) 公共下水道事業の推進

下水道・農業集落排水事業区域については、下水道への接続率を向上させます。

##### (2) 合併処理浄化槽整備の推進

下水道・農業集落排水事業区域外については、家屋の新築者に対しては、規模に応じた合併処理浄化槽の設置を指導します。

単独処理浄化槽を設置している家屋に対しては、生活排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への施設変更を指導します。

し尿くみ取り式の家屋に対しては、規模に応じた合併処理浄化槽の検討と設置を指導します。

##### (3) し尿・汚泥の適正処理

公共下水道等の整備されていない地域で収集されるし尿や浄化槽汚泥は、これまでのとおり津別町下水道管理センターで受け入れを行い、適正処理を行います。

#### 3 計画目標年次

計画目標年次は、平成42年度とします。

## 第2節 生活排水処理の現況

### 1 生活排水処理の現況

#### (1) 生活排水処理体系及び処理主体

本町の生活排水処理体系を図 4-2-1 に、生活排水処理主体を表 4-2-1 に示します。

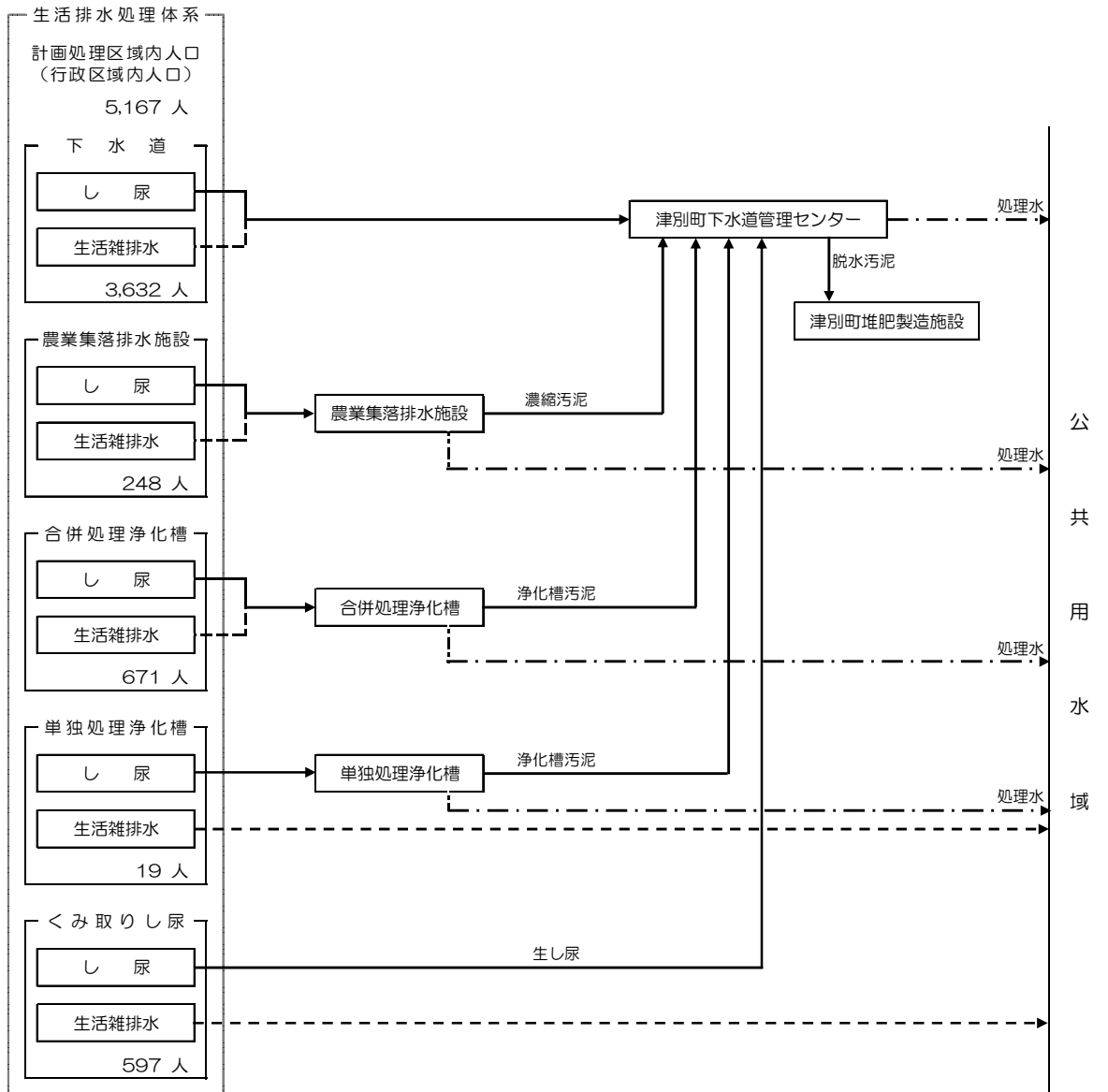


図 4-2-1 生活排水の処理体系（平成 26 年度）

表 4-2-1 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水 (農業集落排水施設)濃縮汚泥※ くみ取りし尿※、浄化槽汚泥※	津別町
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	津別町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	津別町・個人
単独処理浄化槽	し尿	個人等

※:「汚水処理施設共同整備事業(MICS)」による。

## (2) 生活排水処理形態別人口の推移

生活排水処理形態別人口の推移を表 4-2-2 と図 4-2-2 に示します。

公共下水道による水洗化人口は計画処理区域内人口の 70%を占めており、その他の処理方法を行っているのは 1.5 千人程度で、農業集落排水施設、浄化槽(合併処理浄化槽)、し尿浄化槽(単独処理浄化槽)、し尿くみ取りを行っています。

なお、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、汚水処理施設共同整備事業(MICS)で津別町下水道管理センターに搬入して処理を行っています。

表 4-2-2 生活排水処理形態別人口の推移

(単位:人)

区 分	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
1. 計画処理区域内人口	5,759	5,591	5,474	5,296	5,167
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	4,883	4,785	4,733	4,607	4,551
(1)コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽	719	698	669	674	671
(3)下水道	3,890	3,807	3,785	3,676	3,632
(4)農業集落排水処理施設	274	280	279	257	248
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	18	19	19	19	19
4. 非水洗化人口	858	787	722	670	597
(1)くみ取りし尿	858	787	722	670	597
(2)自家処理	0	0	0	0	0
生活排水処理率※	84.8%	85.6%	86.5%	87.0%	88.1%

※:生活排水処理率は、水洗化・生活雑排水処理人口が計画処理区域内人口に占める割合をいいます。

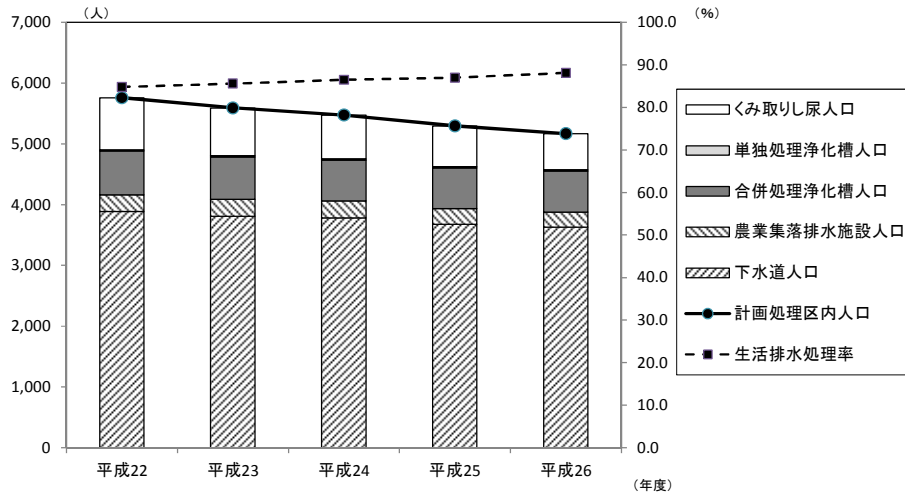


図 4-2-2 生活排水処理形態別人口の推移

本町の生活排水は、主に公共下水道事業によって処理しており、平成 26 年度の公共下水道事業による水洗化人口は、行政区域内人口に対して 70%となっています。これに農業集落排水施設と合併処理浄化槽による処理人口とあわせると 88.1%の生活排水が適正に処理されています。

## 2 生活排水の排出の状況

### (1) 生活排水処理施設の現況

本町では、下水道の処理施設として「津別町下水道管理センター」を整備しています。

表 4-2-3 津別町下水道管理センターの概要

施設名称	津別町下水道管理センター
所在地	北海道網走郡津別町字達美 186 番地
設置主体	津別町
敷地面積	12,000m <sup>2</sup>
下水排除方式	分流式
処理方式	下水処理:オキシデーションディッチ法 汚泥処理:濃縮・脱水
計画処理面積	207ha
計画処理人口	6,000 人
処理能力	3,840m <sup>3</sup> /日
放流先	網走川
供用開始	平成元年 10 月 1 日

表 4-2-4 津別町下水道管理センター（汚泥投入施設）の概要

施設名称	津別町下水道管理センター(汚泥投入施設)
所在地	北海道網走郡津別町字達美 186 番地
設置主体	津別町
設備	破砕ポンプ 2 台、自動スクリーン 1 台、し渣脱水機 1 台、汚泥投入ポンプ 2 台、汚泥受入槽 1 槽、流量調整槽 2 槽、薬洗式脱臭装置 1 台、活性炭吸着塔 1 塔
供用開始	平成 11 年 4 月 1 日

(2) 生活排水処理量の実績

津別町下水道管理センターにおける、生活排水処理量の推移を表 4-2-5 と図 4-2-3 に示します。

表 4-2-5 津別町下水道管理センターの生活排水処理量の推移

(単位:m<sup>3</sup>/年)

区 分	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
公共下水道	457,533	443,564	465,380	454,224	440,848
農業集落排水施設	23,631	23,205	23,797	24,984	24,593
浄化槽汚泥	453	502	594	432	561
し尿	623	565	526	460	422

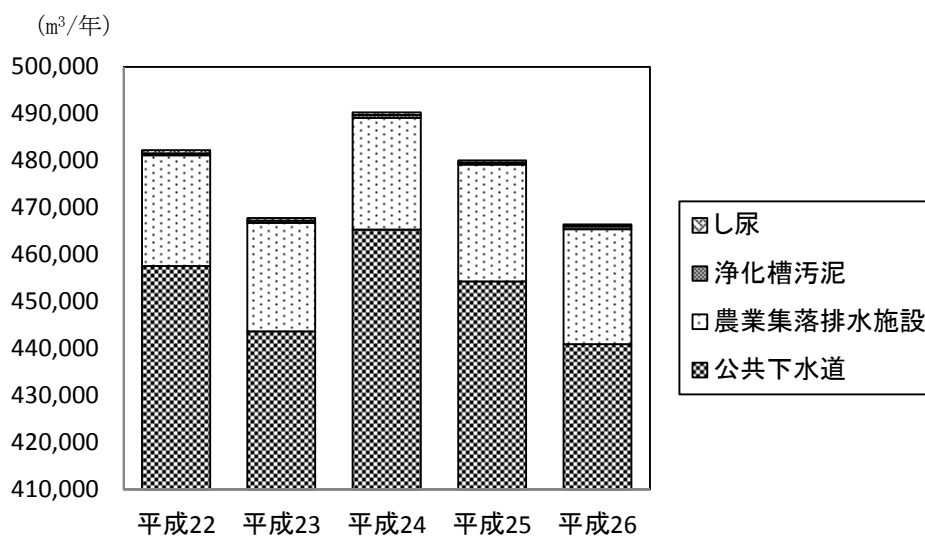


図 4-2-3 津別町下水道管理センターの生活排水処理量の推移



### (3) 津別町下水道管理センターにおける汚泥処理の実績

津別町下水道管理センターにおける、汚泥処理量の推移を表 4-2-6 に示します。

表 4-2-6 津別町下水道管理センターの汚泥処理量の推移

区 分	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
脱水汚泥量 (m <sup>3</sup> )	4,248	3,910	3,894	3,455	3,653
脱水ケーキ処分量 (t)	440	419	413	373	393

### (4) 生活排水処理に係る課題

町民、事業者においては、生活排水の汚濁物質削減のため、調理くずや廃食用油を排水しないよう啓発する必要があります。

公共下水道は、本町の生活排水処理の基本となっており、すでに町民の 80%以上が公共下水道による生活排水処理を行っています。今後も下水道整備を本町の生活排水処理の抜本的対策に位置づけ積極的に推進していくとともに、公共下水道の整備済み地域の町民に対しては、公共下水道に接続するよう促進していく必要があります。

公共下水道処理区域外については、地域の状況を配慮し、可能な限り生活排水処理の処理機能のある合併処理浄化槽の普及促進を図る必要があります。また、合併処理浄化槽を整備している家屋については、法定検査や保守管理及び清掃を実施して適正に管理する必要があります。

行政においては、周知、啓発、指導、支援する必要があります。

## 3 し尿等収集処理の状況

### (1) 収集区域の範囲

本町のくみ取りし尿及び浄化槽汚泥の収集範囲は、下水道、集落排水の事業区域外全域となっています。

### (2) 収集運搬の方法

本町のし尿、浄化槽汚泥の収集・運搬機材は、表 4-2-7 に示します。し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬業務は、民間業者が実施しています。くみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、津別町下水道管理センターへ搬入しています。

表 4-2-7 し尿、浄化槽汚泥の収集・運搬機材

車 種	型式	台数	実施体制	業 者 名
バキューム車	6,500ℓ	1台	2名	(株)津別総合管理センター

### (3) し尿及び浄化槽汚泥の収集量

本町のし尿及び浄化槽汚泥収集量実績を表 4-2-8 と図 4-2-4 に示します。

し尿収集量は減少しています。浄化槽汚泥混入率は横ばいからやや増加傾向を示しています。

表 4-2-8 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

年度	項目	搬入量		合計 (kL/年)	
		し尿 (kL/年)	浄化槽汚泥		
			搬入量 (kL/年)		混入率 (%)
平成22		637.8	478.2	42.8	1,116.0
平成23		565.0	494.1	46.7	1,059.0
平成24		526.8	592.9	53.0	1,119.7
平成25		460.6	431.9	48.4	892.5
平成26		433.7	560.2	56.4	993.8

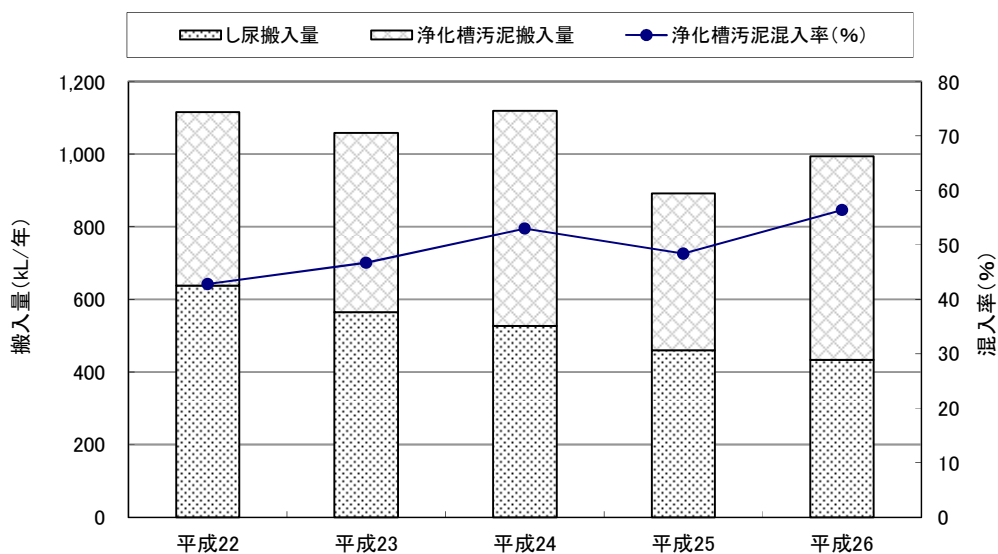


図 4-2-4 し尿及び浄化槽汚泥の収集量

### (4) し尿及び浄化槽汚泥のくみ取り、収納経費

本町のし尿及び浄化槽汚泥のくみ取り、収納経費の推移を表 4-2-9 に示します。

し尿収集量は減少しています。浄化槽汚泥混入率は横ばいからやや増加傾向を示しています。

表 4-2-9 し尿及び浄化槽汚泥のくみ取り、収納経費

(単位:円)

区 分	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
し尿、浄化槽汚泥のくみ取り	11,159,500	10,590,800	14,555,450	11,588,850	12,919,400
し尿、浄化槽汚泥の収納	74,062	70,546	138,997	152,290	129,329
合 計	11,233,562	10,661,346	14,694,447	11,741,140	13,048,729

(5) し尿・汚泥処理の課題

本町のし尿及び浄化槽汚泥を適切に処理していくことが必要です。

本町のし尿及び浄化槽汚泥を処理している「津別町下水道管理センター」は、「処理施設」については施設稼働後 26 年以上を経過しており、また、「汚泥投入施設」については施設稼働後 16 年以上を経過しており、両施設ともに施設設備の老朽化が進んでいる状況です。今後は、関係部署と連携を図りながら、施設整備について検討する必要があります。

### 第3節 し尿・汚泥の計画処理量

#### 1 処理形態別人口の予測

生活排水処理形態別人口の予測結果を基にした生活排水処理形態別人口を表 4-3-1 に示します。

計画処理区域内人口（行政区域内人口）の減少が予測されており、し尿収集人口、浄化槽処理人口、下水道人口全ての形態別人口の減少が予測されています。

表 4-3-1 生活排水処理形態別人口の予測

(単位：人)

項目	年度															
	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37	平成38	平成39	平成40	平成41	平成42
1. 計画処理区域内人口	5,136	5,055	4,974	4,893	4,812	4,731	4,651	4,571	4,491	4,411	4,331	4,254	4,177	4,099	4,022	3,945
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	4,537	4,479	4,414	4,349	4,289	4,219	4,137	4,056	3,974	3,893	3,811	3,734	3,658	3,581	3,504	3,427
(1)コミュニティプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽	681	679	673	668	665	661	657	653	649	645	641	637	633	629	625	621
(3)下水道	3,602	3,551	3,741	3,681	3,624	3,558	3,480	3,403	3,325	3,248	3,170	3,097	3,025	2,952	2,879	2,806
(4)農業集落排水施設	254	249	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	19	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17
4. 非水洗化人口	580	559	543	527	506	495	497	498	500	501	503	503	502	501	501	501
(1)くみ取りし尿	580	559	543	527	506	495	497	498	500	501	503	503	502	501	501	501
(2)自家処理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

#### 2 し尿・汚泥の計画処理量

##### (1) 収集実績と計画排出量原単位

###### ① 収集実績

本町における、し尿及び浄化槽汚泥の収集実績を表 4-3-2 に示します。

し尿は減少しており、浄化槽汚泥は平成 25 年度は減少していますが、平成 26 年度は増加に転じましたが平成 24 年度より減少しています。なお、浄化槽汚泥の混入率は 50%を超えています。

表 4-3-2 し尿及び浄化槽汚泥収集実績

年度	し尿 (kL/年)	浄化槽汚泥				合計 (kL/年)
		単独 (kL/年)	合併 (kL/年)	計 (kL/年)	混入率 (%)	
平成24	526.8	6.7	586.2	592.9	53.0	1,119.7
平成25	460.6	4.7	427.2	431.9	48.4	892.5
平成26	433.7	6.5	553.7	560.2	56.4	993.8

※浄化槽汚泥の混入率は、し尿及び浄化槽汚泥の搬入量合計に対する浄化槽汚泥の搬入量割合を示す。

② くみ取りし尿計画排出量原単位

本町のくみ取りし尿収集量と排出量原単位の実績を表 4-3-3 に示します。くみ取りし尿の計画排出量原単位は、過去 3 年間の平均値を採用し、1.96L/人日として設定します。

表 4-3-3 くみ取りし尿計画排出量原単位

年度	し尿収集量 (kL/年)	汲取り尿人口 (人)	排出量 原単位 (L/人・日)
平成 24	526.8	722	2.00
平成 25	460.6	670	1.88
平成 26	433.7	597	1.99
		採用値 (平均値)	1.96

③ 単独処理浄化槽汚泥排出量原単位

本町の単独処理浄化槽汚泥収集量と排出量原単位の実績を表 4-3-4 に示します。単独処理浄化槽汚泥の計画排出量原単位は、過去 3 年間の平均値を採用し、0.86L/人日として設定します。

表 4-3-4 単独処理浄化槽汚泥計画排出量原単位

年度	単独処理 浄化槽汚泥 (kL/年)	単独処理 浄化槽人口 (人)	排出量 原単位 (L/人・日)
平成 24	6.7	19	0.97
平成 25	4.8	19	0.70
平成 26	6.3	19	0.91
		採用値 (平均値)	0.86

④ 合併処理浄化槽汚泥排出量原単位

本町の合併処理浄化槽汚泥収集量と排出量原単位の実績を表 4-3-5 に示します。合併処理浄化槽汚泥の計画排出量原単位は、過去 3 年間の平均値を採用し、2.13L/人日として設定します。

表 4-3-5 合併処理浄化槽汚泥計画排出量原単位

年度	合併処理 浄化槽汚泥 (kL/年)	合併処理 浄化槽人口 (人)	排出量 原単位 (L/人・日)
平成 24	586.2	669	2.40
平成 25	427.1	674	1.74
平成 26	553.8	671	2.26
		採用値 (平均値)	2.13

⑤ 計画月最大変動係数

本町のくみ取りし尿及び浄化槽汚泥収集量の月最大変動係数を表 4-3-6 に示します。過去 3 年間の年度別月最大変動係数の平均値である 1.84 を計画月最大変動係数として設定します。

表 4-3-6 月最大変動係数

年度	月最大変動係数
平成 24	1.58
平成 25	2.00
平成 26	1.93
採用値 (平均値)	1.84

(2) し尿・汚泥の計画処理量

本町におけるくみ取りし尿及び浄化槽汚泥の計画処理量を表 4-3-7 に示します。計画処理量は、計画平均処理量に計画月最大変動係数 1.84 を乗じ、端数を切り上げて算出しました。

表 4-3-7 くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の計画処理量

区 分	実 績				予 測															
	平成24	平成25	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	平成31	平成32	平成33	平成34	平成35	平成36	平成37	平成38	平成39	平成40	平成41	平成42	
処理形態 別人口 (人)	くみ取りし尿	722	670	597	580	559	543	527	506	495	497	498	500	501	503	503	502	501	501	
	浄化槽 単独処理	19	19	19	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
	合併処理	669	674	671	681	679	673	668	665	661	657	653	649	645	641	637	633	629	625	
	計	688	693	690	700	696	690	685	682	678	674	670	666	662	658	654	650	646	642	
合計	1,410	1,383	1,287	1,280	1,255	1,233	1,212	1,188	1,173	1,171	1,168	1,166	1,163	1,161	1,157	1,152	1,147	1,143		
収集量 (kL/年)	くみ取りし尿	526.75	460.55	433.65	402	402	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	365	
	浄化槽汚泥 単独処理	6.7	4.7	6.5	6.4	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.9	5.5	5.5	5.5	
	合併処理	586.2	427.2	553.7	541.6	505.1	505.1	505.1	505.1	505.1	505.1	505.1	505.1	505.1	505.1	505.1	469.5	469.5	469.5	
	計	592.9	431.9	560.2	548	511	511	511	511	511	511	511	511	511	511	511	475	475	475	
合計	1,119.65	892.45	993.8	950	913	913	876	876	876	876	876	876	876	876	876	840	840	840		
浄化槽汚泥混入率(%)	53.0	48.4	56.4	57.7	56.0	58.3	58.3	58.3	58.3	58.3	58.3	58.3	58.3	58.3	58.3	56.5	56.5	56.5		
計画平均 処理量 (kL/日)	くみ取りし尿	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0		
	浄化槽汚泥 単独処理	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	合併処理	1.6	1.2	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3		
	計	1.6	1.2	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3		
合計	3.0	2.5	2.7	2.6	2.5	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3			
計画処理量(kL/日)	-	-	-	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0	5.0			

## 第4節 生活排水処理基本計画

### 1 生活排水処理計画

#### (1) 生活排水の処理の目標

本町内で発生する生活排水は、処理施設で全量処理することを目標とします。

下水道整備区域内の未水洗化家屋に対しては、下水道への接続を促進します。下水道整備区域外に対しては、合併処理浄化槽の設置を推進していくこととします。

生活排水処理率の向上と生活排水処理施設の適切な管理を行い、公共用水域の水質と自然環境の保全に努め、快適で衛生的な居住環境の確保に努めます。

生活排水の処理の目標を表 4-4-1 に、生活排水の処理形態別内訳の目標を表 4-4-2 に示します。

表 4-4-1 生活排水の処理の目標

(単位:人)

区 分	現 在 平成 26 年度	目標年次 平成 42 年度
1.行政区域内人口	5,167 人	3,945 人
2.計画処理区域内人口	5,167 人	3,945 人
3.水洗化・生活雑排水処理人口	4,551 人	3,427 人
4.生活排水処理率	88%	88%以上

表 4-4-2 生活排水の処理の目標の内訳

(単位:人)

区 分	現 在 平成 26 年度	目標年次 平成 42 年度
1.計画処理区域内人口	5,167	3,945
2.水洗化・生活雑排水処理人口	4,551	3,427
(1)コミュニティ・プラント	0	0
(2)合併処理浄化槽	671	621
(3)下水道	3,632	2,806
(4)農業集落排水施設	248	0
3.水洗化・生活排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	19	17
4.非水洗化人口	597	501
(1)くみ取りし尿	597	501
(2)自家処理	0	0

## (2) 生活排水の処理主体

本町の目標年次における生活排水の処理主体は表 4-4-3 のとおりです。

表 4-4-3 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水 くみ取り尿※、浄化槽汚泥※	津別町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	津別町・個人
単独処理浄化槽	し尿	個人等

※:「汚水処理施設共同整備事業(MICS)」による。

## (3) 生活排水を処理する区域

生活排水を処理する区域は、本町全域とします。

本町全域のうち、下水道区域外は合併処理浄化槽区域とし、合併処理浄化槽の設置を推進します。なお、農業集落排水施設にあっては、平成 29 年度に公共下水道に統合して、公共下水道での処理に移行する予定です。

## (4) 施設及びその整備計画の概要

### ① 公共下水道事業区域

下水道・農業集落排水事業区域内については、未接続家屋に対する広報活動を行い、下水道への接続を促進します。

### ② 公共下水道事業区域外

家屋の新築に対しては、規模に応じた合併処理浄化槽の設置を指導します。

単独処理浄化槽を設置している家屋に対しては、生活排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しながら合併処理浄化槽への転換を指導します。

し尿くみ取り式の家屋に対しては、規模に応じた合併処理浄化槽の検討と設置を指導します。

## 2 し尿・汚泥の処理計画

### (1) 収集運搬計画

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、民間業者により収集運搬するものとします。

今後、合併処理浄化槽の普及に伴い浄化槽汚泥が増加し、くみ取りし尿が減少することが想定されます。このため、収集量に見合う収集運搬体制を確立できるように適



宜見直しを図るものとします。

表 4-4-4 くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の計画収集量

区 分		現 在	目 標			
		平成26	平成32	平成37	平成42	
収 集 量 (kL/年)	くみ取りし尿	433.65	365	365	365	
	浄化槽汚泥	単独処理	6.5	5.9	5.9	5.5
		合併処理	553.7	505.1	505.1	469.5
		計	560.2	511	511	475
	合 計	993.8	876	876	840	
浄化槽汚泥混入率(%)		56.4	58.3	58.3	56.5	

## (2) 中間処理計画

くみ取りし尿及び浄化槽汚泥は、今後も本町の「津別町下水道管理センター」において処理を行い、処理水は網走川へ放流します。また、処理に伴い発生する汚泥については、施設内で濃縮・脱水処理を行います。

「津別町下水道管理センター」の「汚泥投入施設」については、施設稼働後 16 年を経過しており、関係部署との連携を図り、施設整備の検討を行うこととします。

津別町下水道管理センターでの中間処理量のうち、くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の中間処理量を表 4-4-5 に示します。

表 4-4-5 くみ取りし尿及び浄化槽汚泥の計画収集量

(単位:kL/日)

区 分		現 在	目 標			
		平成26	平成32	平成37	平成42	
計 画 平 均 処 理 量	くみ取りし尿	1.2	1.0	1.0	1.0	
	浄化槽汚泥	単独処理	0.0	0.0	0.0	0.0
		合併処理	1.5	1.4	1.4	1.3
		計	1.5	1.4	1.4	1.3
	合 計	2.7	2.4	2.4	2.3	
計画処理量		—	5.0	5.0	5.0	

## (3) 最終処分計画

「津別町下水道管理センター」において、処理に伴い発生するし渣については、脱水処理後場外処分とします。

## (4) 資源化有効計画

「津別町下水道管理センター」において、処理に伴い発生する脱水汚泥は、資源活用として、津別町堆肥製造施設で堆肥化した後、農地還元します。

### 3 その他の計画

#### (1) 住民に対する広報・啓発活動

生活排水の処理を適正かつ迅速に進めていくために、日常生活において汚濁負荷を低減することが必要です。

今後も引き続き、生活排水対策等の意識向上に向けて、啓発活動を推進していきます。

- 1) 本町のホームページ、パンフレット・リーフレットの作成、広報誌等により、町民の生活排水処理に対する意識をより高めていきます。
- 2) 公共下水道の整備済み地域の町民に対しては、公共下水道に接続するよう促進していきます。
- 3) 公共下水道処理区域外については、合併処理浄化槽の普及促進を図る。また、合併処理浄化槽を整備している家屋については、法定検査や保守管理及び清掃を実施して適正に管理することを周知していきます。

#### (2) 地域に関する諸計画との関係

本町の公共下水道事業に関する計画については、関係部署との調整を図り、適宜見直しを行います。また、「津別町下水道管理センター」の維持管理等についても、関係部署との調整を図ります。